

教職員用 学校安全教育指導資料

命を守る力を育てる

～学校教育活動全体で進める安全教育～

生活安全
交通安全
災害安全



静岡県教育委員会

まえがき

静岡県教育委員会教育長
安倍 徹

近年、県内では年間の不審者による子どもたちへの声かけ事案が1,000件を超え、交通事故による死傷者数も4,000人前後を推移しています。また、静岡県は東海地震等の大規模な地震による災害も予想されており、子どもたちの安全を確保することは、学校の最大の責務であります。



学校安全は、安全教育と安全管理を組織活動によって効果的に進めなければなりません。本県では、これまでも平成21年度に「学校安全推進の手引き[改訂版]」を各学校に配布するなど、安全管理を中心とした学校安全を推進してきました。しかしながら、東日本大震災の教訓から、安全管理とともに、子どもたちが事件・事故災害に対して、自ら危険を予測し回避するなどの力を育成する安全教育の推進が一層重要であると認識したところであります。

また、平成24年4月に国が策定した「学校安全の推進に関する計画」の中では、「安全教育の時間数は限られており、現在の時間数では主体的に行動する態度の育成には不十分である。」と記されています。このようなことを鑑み、本県における安全教育が学校教育活動全体を通じ、限られた時間の中で適切に行えるように、本教職員用指導資料「命を守る力を育てる」を作成しました。

本資料は、安全教育を「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3つの視点から捉え、小学生・中学生・高校生の発達段階に応じた系統的かつ横断的な指導ができるように、学習指導要領の各教科等の中に記述されている「安全」に関する内容を整理したものです。

本資料を活用し、教職員の皆様が授業等の場面において様々な工夫を凝らし、事件・事故災害によって、子どもたちの尊い命が失われないための、より効果的な安全教育が実践されることを念願しております。

資料の活用のしかた

安全教育は、学校教育活動全体で進めるべきものであり、発達段階に応じた系統的かつ横断的な教育が必要となることから、以下の内容について本資料を活用し、学校における安全教育に役立ててください。

1 学校安全の理解

学校安全について、概要や法規等を踏まえて十分に理解し、児童生徒の指導等に役立てる。

(P.1～13、P.63～66)

2 安全教育の系統的かつ横断的な指導

(1) 「領域別指導系統図」を活用し、小学生から高校生までの発達段階に応じた系統的な安全指導を実践する。

(P.14～P.19)

(2) 「校種別指導系統図」及び「安全教育の項目別内容と教科等との関連」を活用し、様々な教科等において横断的な安全指導を実践する。

(P.24～P.62)

3 本県の地域性から重要と考える安全教育指導

「地震、津波、放射線系統図」、「放射線副読本」、「静岡県の授業づくり指針」及び「高校生のための防災ノート」を活用し、発達段階に応じた系統的かつ横断的な安全指導を実践する。(P.20～23、P.67～82)

4 学校安全計画の見直し

「各種系統図」及び「学校安全計画例」等を活用し、学校や地域の実情に応じた学校安全計画の見直しを図るとともに、PDCAサイクルを確立する。

(P.83～P.85 etc.)

目次

第1章 学校安全

1 総説	P. 1～5
2 学校における安全教育	P. 5～8
3 学校における安全管理	P. 9～11
4 事件・事故災害時における心のケア	P. 11～12
5 安全教育と安全管理における組織活動	P. 12～13

第2章 領域別指導系統図（学習指導要領）

1 生活安全（教科・科目等）	P. 14～15
2 交通安全（教科・科目等）	P. 16～17
3 災害安全（教科・科目等）	P. 18～19
4 地震・津波・放射線（教科・科目等）	P. 20～21
5 発達段階に応じた「放射線副読本」の活用例	P. 22
6 高校生のための防災ノート	P. 23

第3章 校種別指導系統図（学習指導要領）

1 小学校	P. 24～33
2 中学校	P. 34～42
3 高等学校	P. 43～51

第4章 安全教育の項目別内容と教科等との関連（応用）

一覧表の活用方法	P. 52～53
1 生活安全	P. 54～57
2 交通安全	P. 58～59
3 災害安全	P. 60～62

参考資料

1 学校安全関係法規等	P. 63～66
2 静岡県の授業づくり指針（抜粋）	P. 67～82
3 学校安全計画（例）	P. 83～85

【第1章 学校安全】

本章では、学校安全の意義や発育発達段階の特徴、学校における安全教育の進め方等、学校安全についての基本的な内容を示しています。全職員が安全教育について共通理解を図り、児童生徒の指導等に役立ててください。

- 1 総説
- 2 学校における安全教育
- 3 学校における安全管理
- 4 事件・事故災害時における心のケア
- 5 安全教育と安全管理における組織活動

第1章 学校安全

1 総説

(1) 学校安全の意義

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

事件・事故災害は、日常生活の様々な場面で起きており、通学路を含めた学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害など、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。また、児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、

1. 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理 2. 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理 3. 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが必要である。

学校安全の活動は、内容や展開される場が多様である。したがって、特定の個人や機関のみで取り組むものではない。校内での協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携し、計画的に進める必要がある。

三段階の危機管理

事前の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ



発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える



事後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

出典：健康教育行政担当者連絡協議会資料

(2) 心身の発育発達と学校安全上の問題点

児童生徒等は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて劇的な変化と特徴を見せる時期である。こうした発育発達の段階における特徴を考慮して、学校安全の内容や進め方を検討することは重要である。

ア 小学生

小学生は、保護者や教師のしつづけを素直に受ける時期であり、家や学校のルールを身に付ける中で、大脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動は減少をみせる。低学年の児童は、まだ幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達する。中学年、高学年の児童になると、ヒヤリハット体験を含む様々な経験を通して、危険に対する判断や対処能力が身に付いてくる。

小学生は、安全教育に対して習得の程度に個人差はあっても、一律に素直に受け止め、身に付けようとすることから、安全教育にとって最適な時期である。それゆえ、身の回りの危険については、一通りの教育が可能であり、その効果は大きいといえる。反対にこの時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、その後の人生における安全にとって、大きな不利益を残すことになる。したがって、学童期における安全教育の果たす役割は非常に大きいといえるだろう。

イ 中学生

思春期を迎える中学生は、心身ともに大きな変化を示す。とりわけ、二次性徴の出現等により、生徒は自分のことを「子ども時代を卒業した存在」というように捉え、大人から子ども扱いされることに反発心をもつとともに、背伸びして大人っぽい行動を顕示しようとする。また、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範などに反発する生徒も現れる。他方、形式論理的に考える力も伸びてくるので、理にかなった教育が効果をもつようになる。

こうした特徴を持ち始める中学生の安全教育においては、規則を守ることを強制したり、指示的な指導をしたりするよりも、安全規則を遵守することの意義や安全な行動を取ることを理由を明確に示すことが大切である。具体的な場面を用いて、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能に、まず目を向けさせることが重要である。例えば、交通安全においては、歩行中でも、自転車乗用中の場合でも、周囲の人とのコミュニケーションが必須であり、他者からの情報の収集や読み取りとともに、自分の意図を伝える技能を身に付けることが必要になる。また、夜間の無灯火自転車での走行の危険性や道路の斜め横断の危険性など、科学的理解に沿って指導することで、指導効果を上げることができる。

ただし、留意すべき点として、知識学習を中心とした危険予測の教育のみにとどまってはいけないことを教える側は認識していなければならない。知識学習のみの教育を進めると、「答えを知っている（知らない）」など、表面的な理解に

とどまったり、自己との関与が意識されないテーマについては関心を示さないことがあり、この時期の生徒に対する安全教育は決して容易ではない。

ウ 高校生

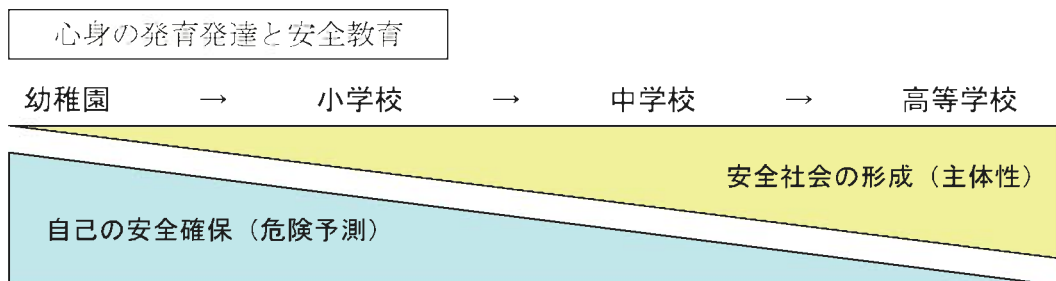
高校生の特徴としては、中学生とくらべると、「子ども卒業意識」から生じる大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方を模索するようになる。冒険心などから生まれる子どもっぽい危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。

高校生が模索する生き方とは、自分の興味・関心や能力・適性、性格あるいは家庭や地域などにおける「自分の生きる条件」に適応した自分らしい生き方であり、それは人から与えられるものではなく、自分探しの過程を経て自らが発見していくものである。高校生は、こうしたプロセスを経ることによって、模索している生き方を自分の納得できるものに作り上げていくことができる反面、自分の興味・関心や自分の利害などに傾きがちになる。安全教育の立場からは、社会的貢献など、社会の一員としての役割を意識するなど、より大きな視点に立った生き方を促すことも必要となるといえる。

エ 障がいのある児童生徒等

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障がいのある人たちが、障がいのない人たちとともに生活ができる社会づくり、すなわち、心や環境のバリアフリーが求められている。

しかし、現在の社会状況において、交通事情を考えてみても、あらゆる状況において危険が存在するため、障がいのある人たちが危険を回避し、安全に行動をするためには、障がいのある人の安全が確保されるように環境が改善されるとともに、障がいのある人自身が障がいによる種々の困難を可能な限り改善・克服することが期待されるところである。障がいのある人たちが安全な生活を送るためには、自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を育てることが求められる。



※ イメージ図

出典：健康教育行政担当者連絡協議会資料

(3) 学校安全の考え方とその内容

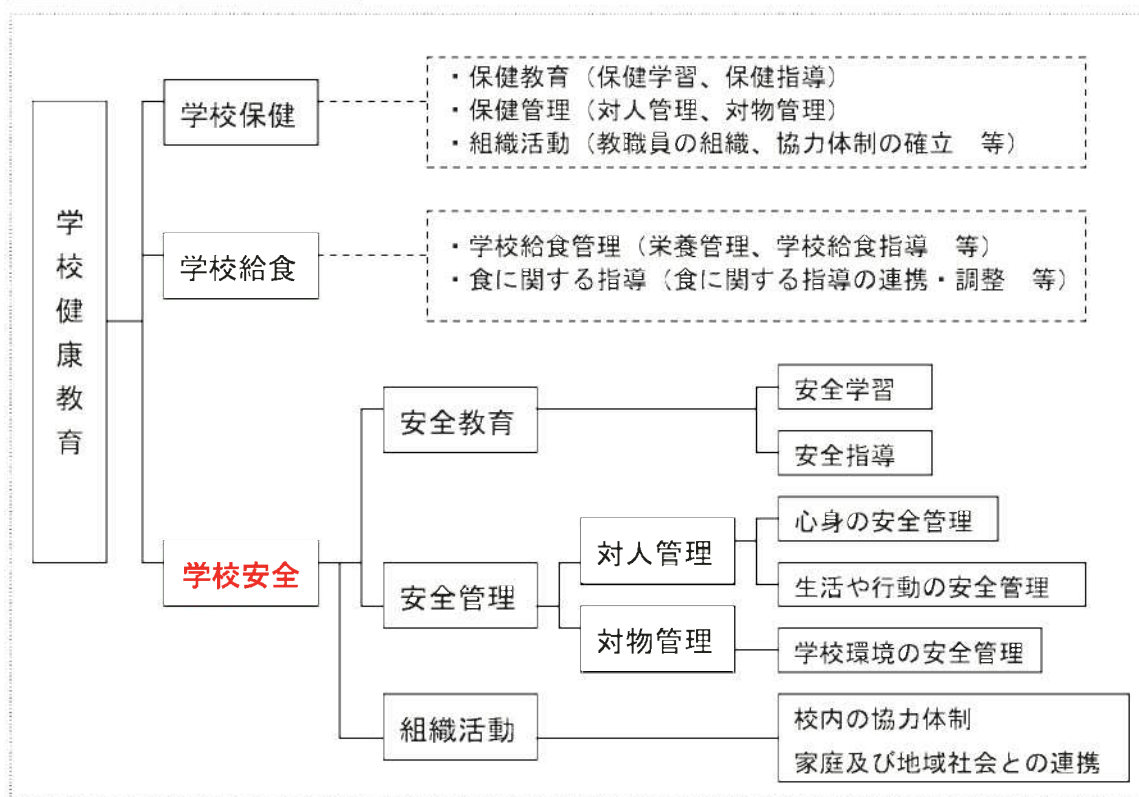
学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成などとの連携も必要となる。

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様である。安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

学校安全の構造図



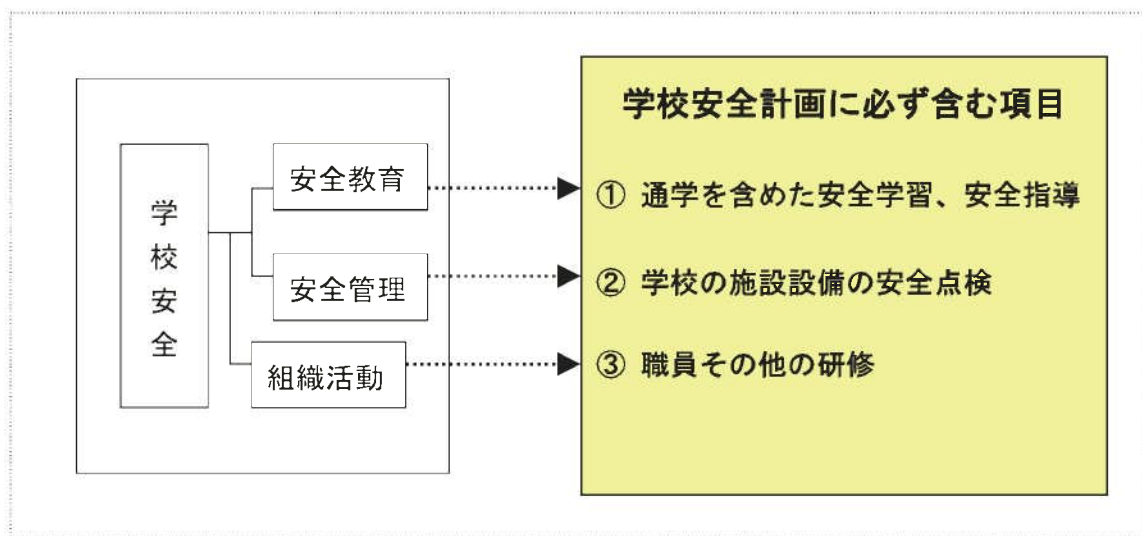
参考:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

(4) 学校安全計画の作成

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

学校安全計画の作成内容



参考：健康教育行政担当者連絡協議会資料

2 学校における安全教育

(1) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の三つの目標が挙げられる。

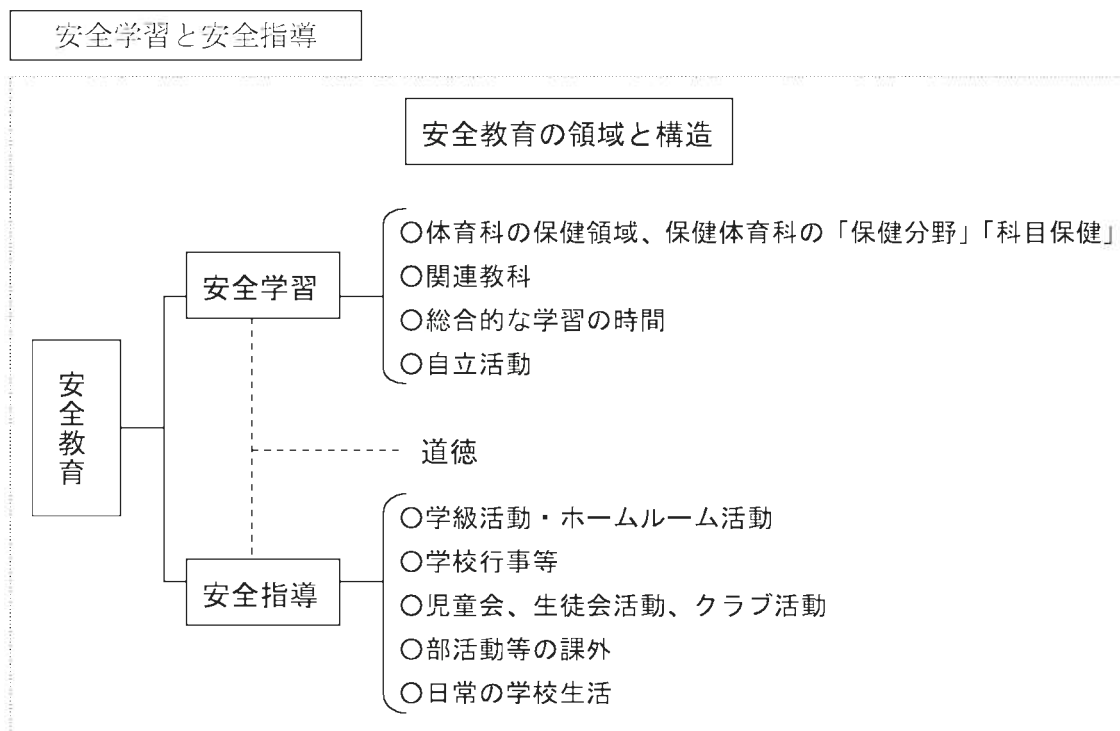
ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

(2) 教育課程における安全教育

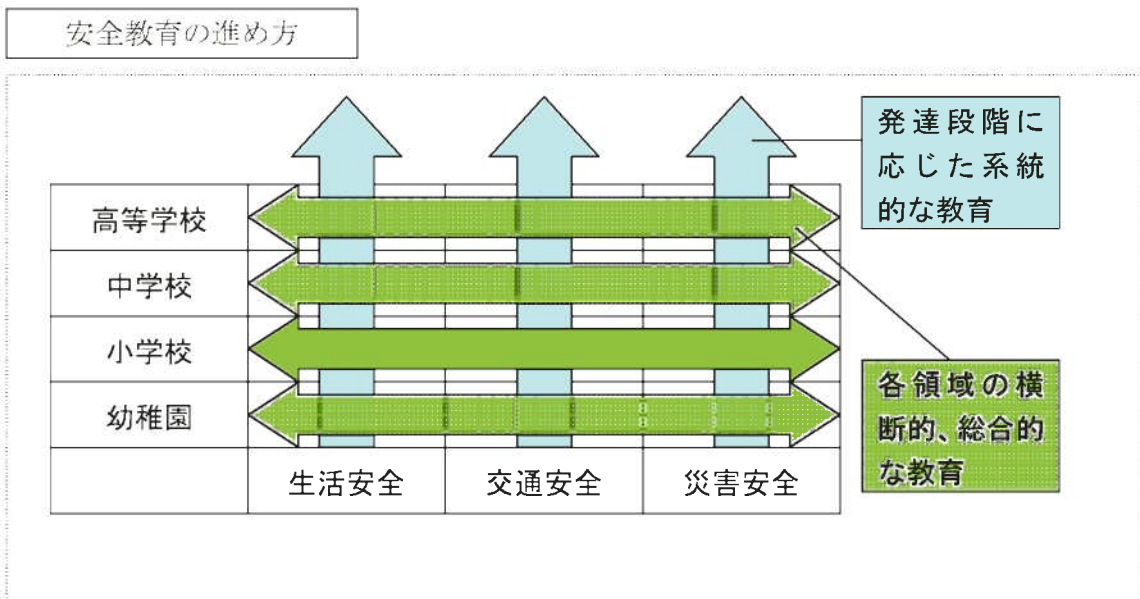
学校における安全教育は、教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、図に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。



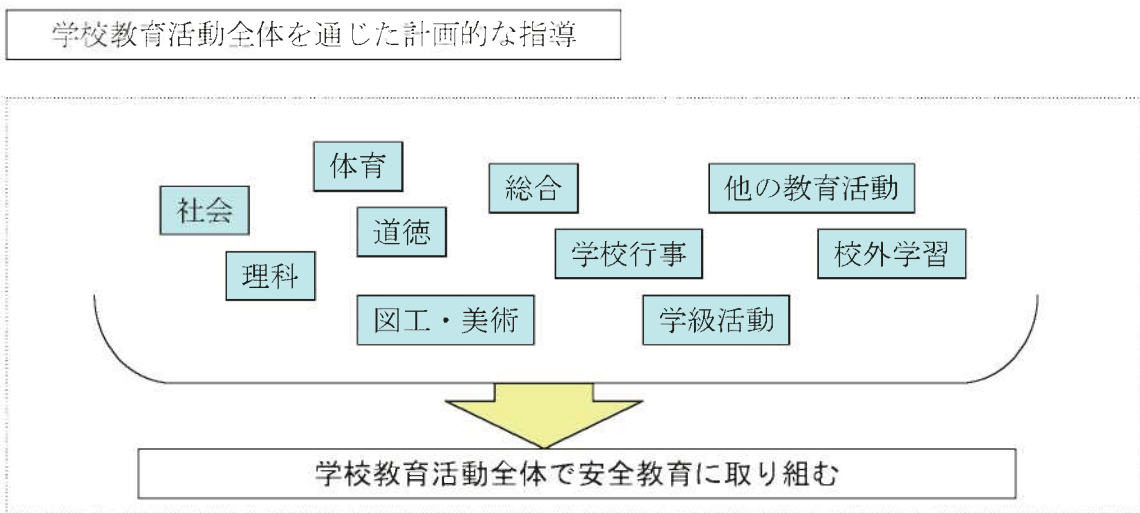
参考：「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

(3) 安全教育の進め方

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。



出典：健康教育行政担当者連絡協議会資料



参考：健康教育行政担当者連絡協議会資料

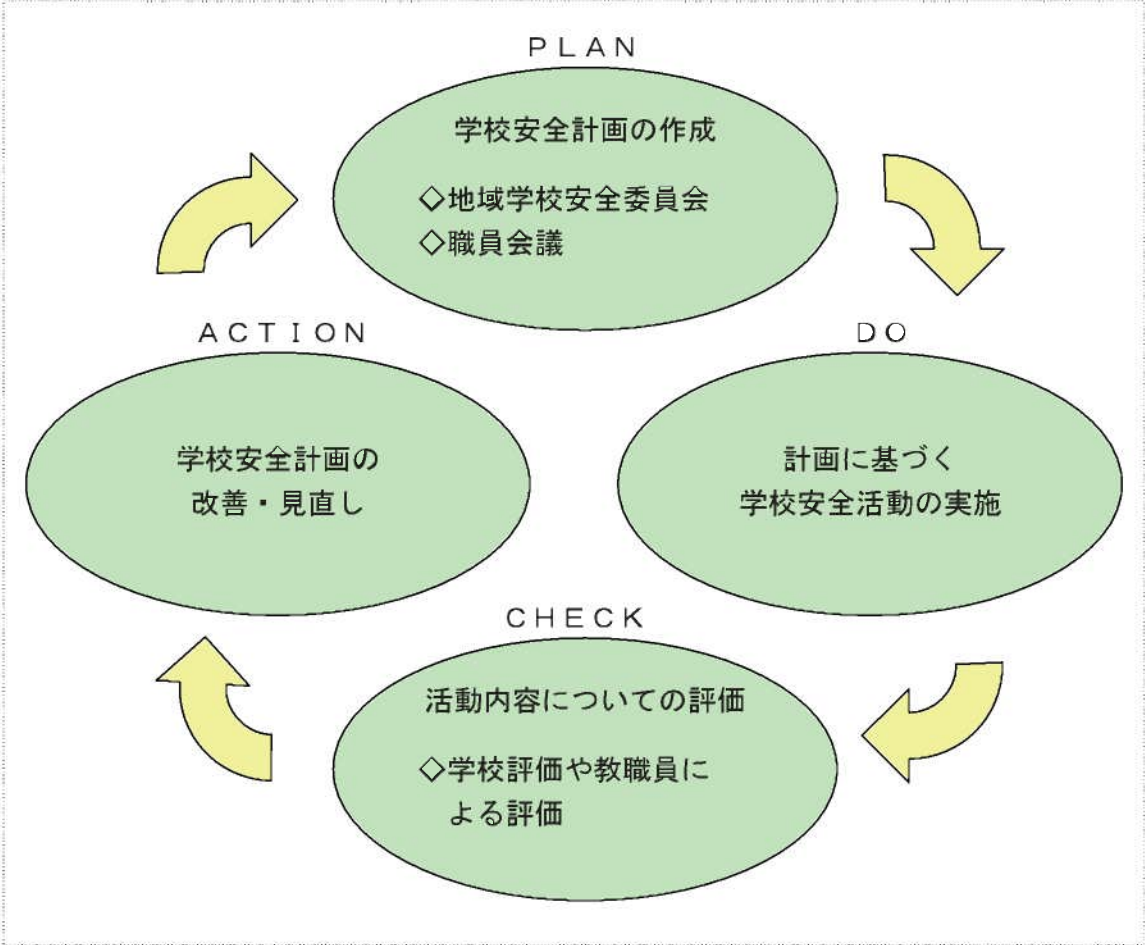
(4) 安全教育の評価

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それに関わる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価することも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなどは、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

安全教育におけるPDCAサイクル



出典：「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

3 学校における安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。その際、「地域に開かれた学校づくり」を進め、誘拐や傷害などの犯罪への対策など、学校や地域の状況に応じた児童生徒等の安全確保の取組を継続的に行うことが不可欠である。

したがって、各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

また、安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等を改善するような物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制するような人的あるいは社会的な環境整備などを多角的に考慮する必要がある。

ただし、安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。安全管理の意義は、結果として児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒等の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

(1) 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。すなわち、学校保健安全法施行規則によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うこととされている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない

(2) 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校教職員の共通理解を図る必要がある。

(3) 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、全ての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(4) 通学の安全管理

学校においては、児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所把握・周知などを行う必要がある。例えば、通学路の要注意箇所の安全マップを作成し、それらの情報を児童生徒等に周知する。また、地域の関係機関等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したり、必要な対策を実施することなどが考えられる。

(5) 事件・事故災害発生時の危機管理

学校においては、学校保健安全法第29条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するものとされている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならない。その中心

となるのは学校が行う危機管理であり、事前に、学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要がある。

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って、危機管理責任者である校長（副校長）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行い、教育再開の準備や事件・事故災害の再発防止対策を実施する。また、心のケアなど必要な対策を講じることが必要である。

(6) 安全管理の評価

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

4 事件・事故災害時における心のケア

(1) 事件・事故災害時における心のケア

事件・事故災害の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては

長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日ごろから子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、※第10条の規定を準用する。」と規定されている。

〔※ 第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。〕

(2) 事件・事故災害発生時における心のケアの実践

子どもの心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うことが必要である。事件・事故災害時の対応で重要なのは、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適時に対応することである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。また、平素から、心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の子どもの心をいかに理解しているかが重要である。

5 安全教育と安全管理における組織活動

(1) 教職員の役割と校内の協力体制

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要がある。しかし、近年、通学路における犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害が発生している。また、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じている。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていく必要がある。学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていく必要がある。

(2) 家庭、PTAとの連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営など

に対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。また、児童生徒等の事件・事故災害は、学校（園）内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくない。PTA活動を通じて、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

(3) 地域社会や地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

(4) 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。また、このような「地域学校安全委員会」については、地方公共団体による参加や幅広い支援が求められる。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的のために「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置付けられる。

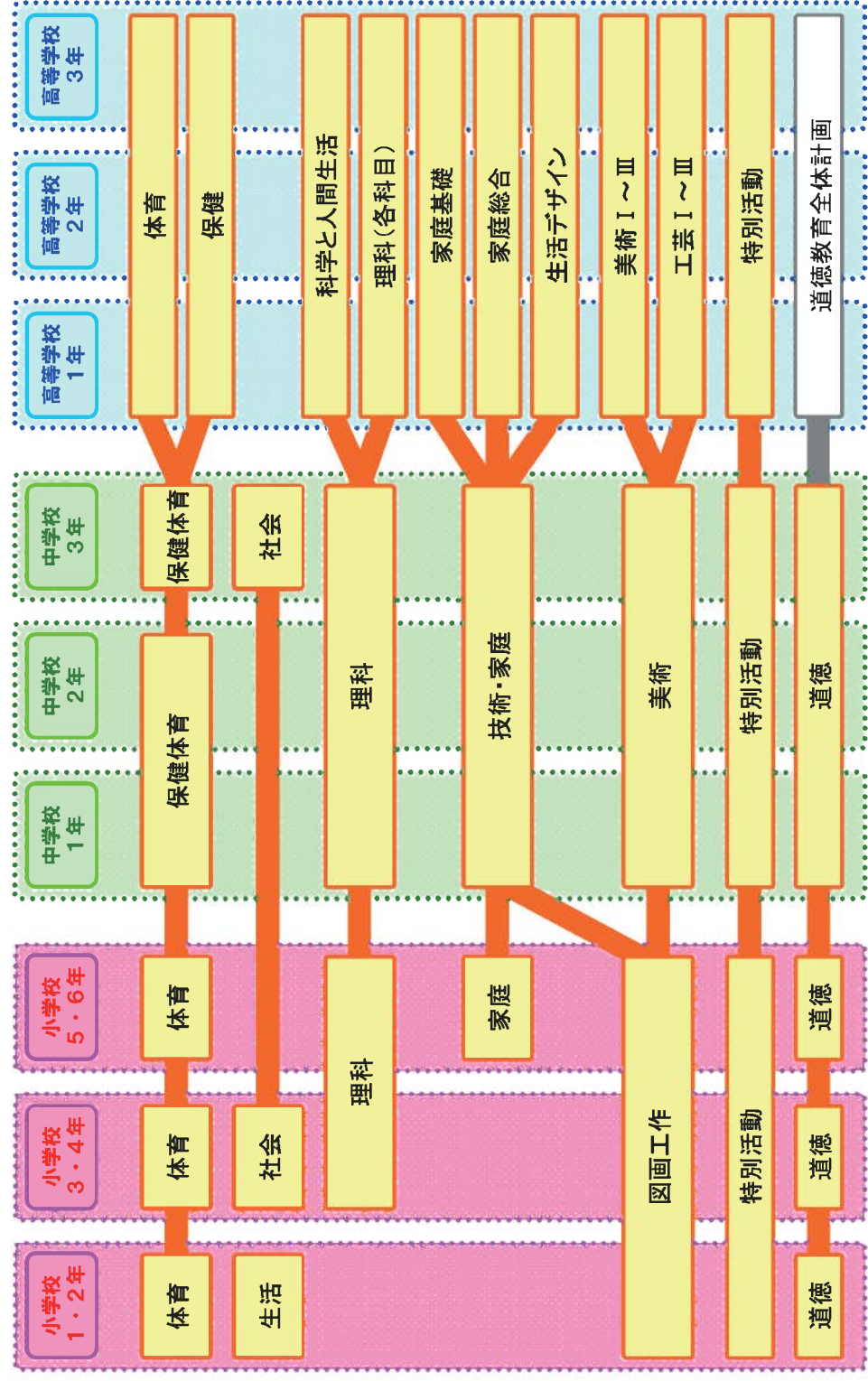
【第2章 領域別指導系統図】

本章では、学習指導要領から、小学校から高等学校までの12年間における安全教育に関する内容等を抜粋し、これらを「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の領域別に系統化して表しています。また、静岡県の土地柄を踏まえ、特に「地震」、「津波」、「放射線」についても同様に表しています。発達段階に応じた関連内容を確認し、系統的な安全教育の実践に役立ててください。

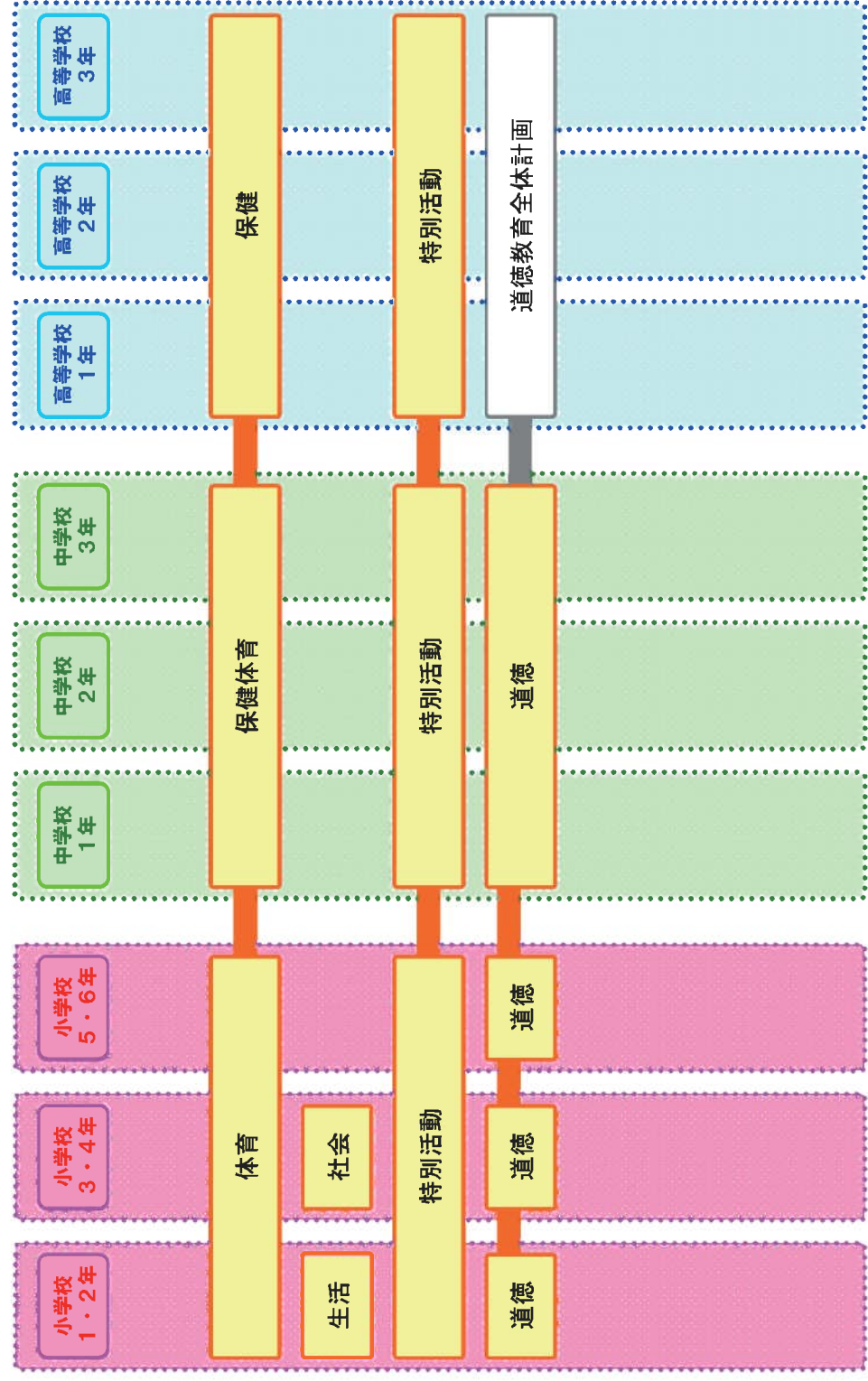
なお、系統性の面から、高等学校では普通教科・科目のみから抜粋しました。

- 1 生活安全（教科・科目等）
- 2 交通安全（教科・科目等）
- 3 災害安全（教科・科目等）
- 4 地震、津波、放射線
（教科・科目等）
- 5 発達段階に応じた
「放射線副読本」の活用例
- 6 高校生のための防災ノート

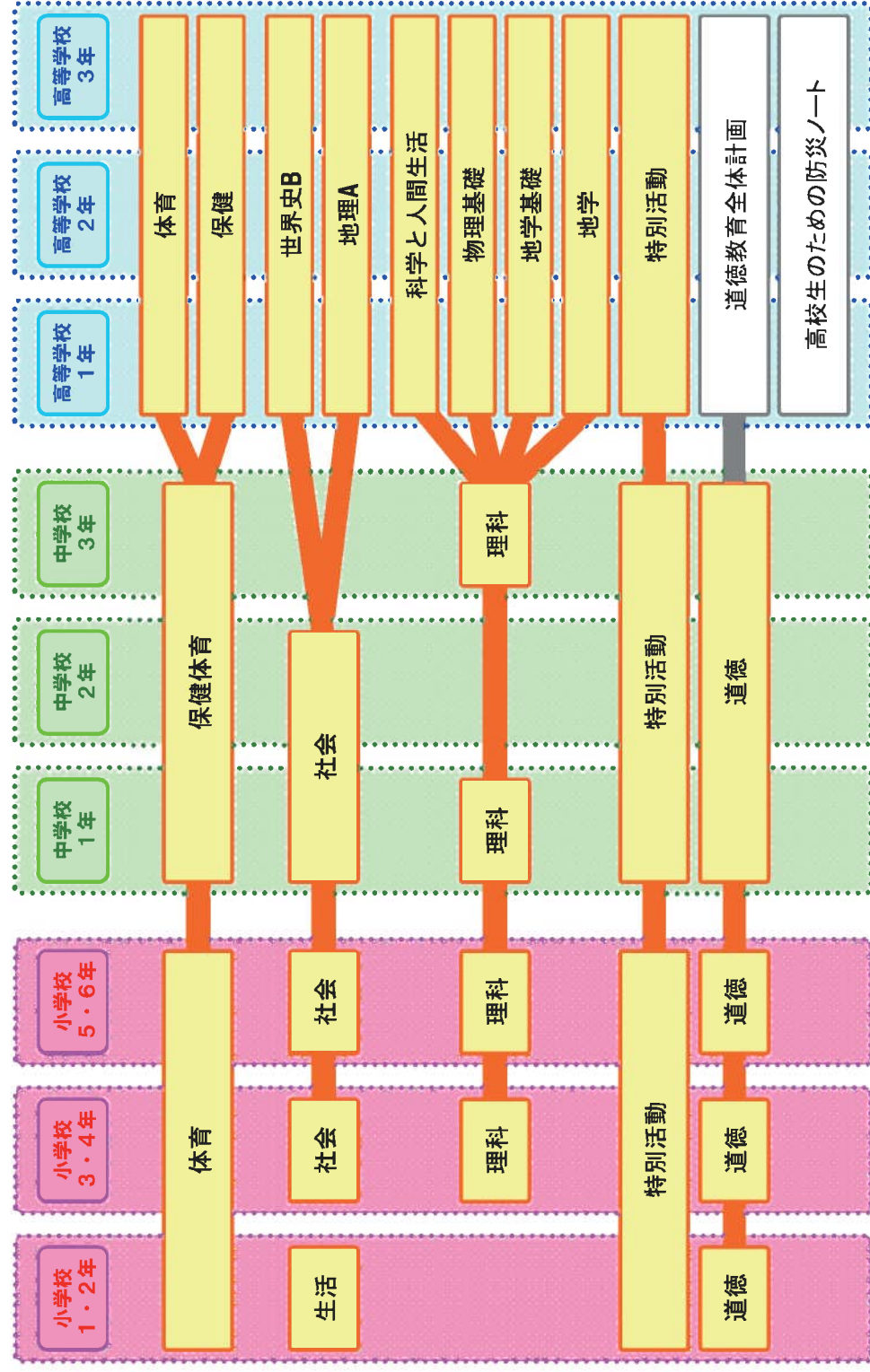
1 生活安全 系統図〈教科・科目等〉（小学校～高等学校）



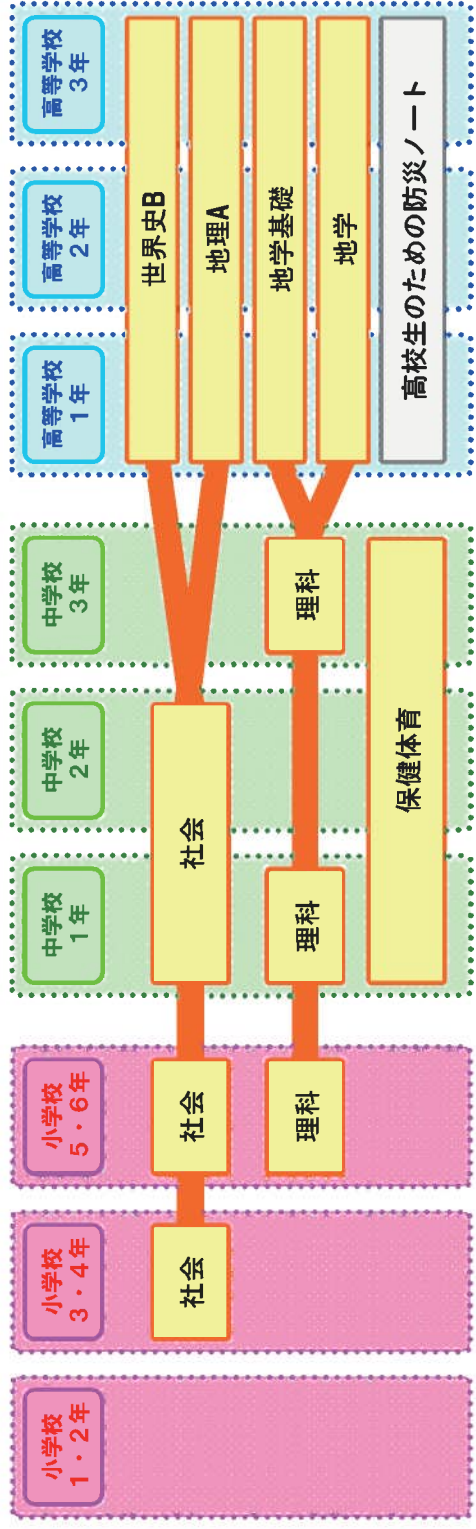
2 交通安全 系統図〈教科・科目等〉（小学校～高等学校）



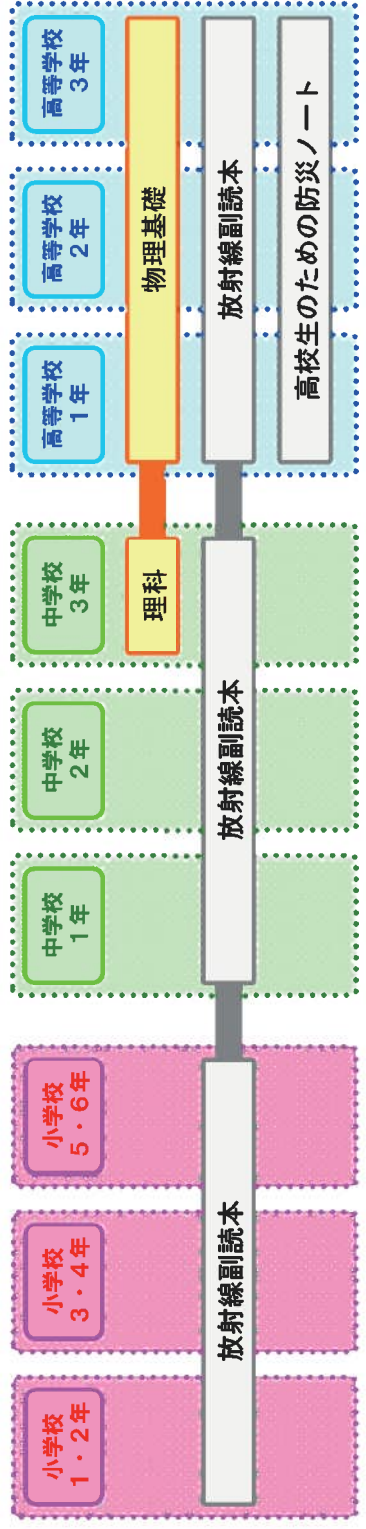
3 災害安全 系統図〈教科・科目等〉（小学校～高等学校）



4 地震・津波 系統図〈教科・科目等〉（小学校～高等学校）



4 放射線 系統図〈教科・科目等〉（小学校～高等学校）



5 発達段階に応じた「放射線副読本」の活用例

指 導 内 容	副読本該当ページ			扱い始める時期				
	小学生	中学生	高校生	小学校			中学校	高等学校
				低学年	中学年	高学年		
放射線って、どんなもの	6			○				▶
ものを通り抜ける働きを利用(エックス線撮影)	7	4	3	○				▶
放射線の利用(ものを強くする働き、細菌を退治する働き、研究や調査に利用)	8	17	15			○		▶
放射線って、何だろう?(スイセン)	4	3	3		○			▶
身の回りの放射線	5	5	11		○			▶
放射線を出すものと放射線(電球と光)	9	9	5			○		▶
放射線・放射能の歴史	4・9	12				○		▶
放射性物質の変化(半減期)	10	10	10			○		▶
放射線の影響を測る単位(シーベルト)	11	10	9			○		▶
自然界から受ける放射線の量(1年間に受ける量)	12	5・15	13			○		▶
身近に受ける放射線の量と健康	12	16	14			○		▶
身の回りの放射線を測ってみよう(はかるくん)	13	11	19			○		▶
見ることもできるよ(霧箱)	14	11	19		○			▶
事故の時に身を守るには	15	20	18	○				▶
事故が起こった時の心構え	16	20	18	○				▶
原子と原子核		7	4				○	○
原子から出る放射線 電磁波		8	6				○	○
放射線の透過力		9	7				○	○
外部被ばくと内部被ばく		13	12				○	○
放射線量と健康との関係		15	13				○	○
平常時の管理に伴うモニタリング		19	17				○	○
同位体、同位元素(アイソトープ)			4					○
放射線の種類と性質、電離作用、蛍光作用、透過作用			7					○
リスクとベネフィット			20					○

※上記の単語は高校でのみ示されているため、右表は高校の取扱いとしてありますが、小中学校では同様の内容が文面で説明されていることから、すべての発達段階で取扱う必要があると考えられます。

※放射線副読本は児童生徒の学習に合わせて、必要に応じて活用してください。

6 高校生のための防災ノート

静岡県教育委員会 平成24年3月発行



〈表紙〉



〈裏表紙〉

目次		INDEX
学習の内容		標準学習時間
1. 地震	(1) 地震とは [ア] メカニズム ————— 1 [イ] 地震の種類 ————— 3 [ウ] 震度とマグニチュード ————— 3 (2) 予想される被害 [ア] 津波 ————— 4 [イ] 土砂災害 ————— 10 [ウ] 液状化 ————— 10 [エ] 火災 ————— 11 [オ] 建物倒壊 ————— 11	2時間
2. 風水害	(1) 台風 ————— 12 (2) 土砂災害 ————— 14 (3) 竜巻・雷 ————— 15	1時間
3. 通学路DIGの作成と活用	————— 16	1時間
4. 思いやりと共生の心を育む —高校生ボランティア活動から—	————— 21	1時間
5. 発展学習	(1) 緊急地震速報のしくみと対応を知ろう — 26 (2) 東海地震に関連する情報を知ろう — 28 (3) 放射線について考えてみよう — 29	1時間
振り返りシート (生徒人数分を印刷して活用)	地震・津波・風水害 ————— 36 通学路における避難場所チェックシート — 38 思いやりと共生の心を育む ————— 39	1. 地震 2. 風水害 3. 通学路DIGの作成と活用 4. 思いやりと共生の心を育む
参考資料	防災関係資料に関するHPアドレス ————— 40	

※上記1・2・3・4については振り返りシートを活用した学習を行ってください。

※ 記載内容については、静岡県教育委員会のホームページを参照してください。

https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download2100.nsf/pages/F3C4FAD733755055492579F1003269C4

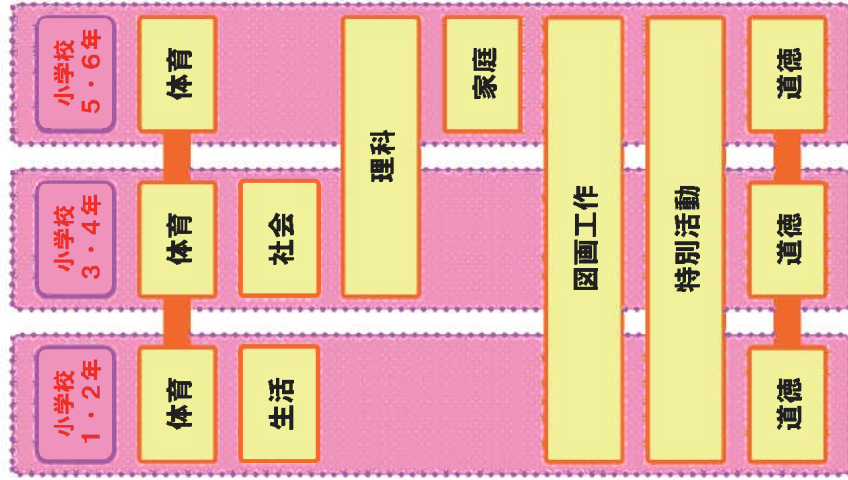
【第3章 校種別指導系統図】

本章では、学習指導要領から安全教育に関する内容等を抜粋し、それらを学校種ごと、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三領域別にまとめてあります。当該学年に応じた関連内容を確認し、横断的な安全教育の実践に役立ててください。

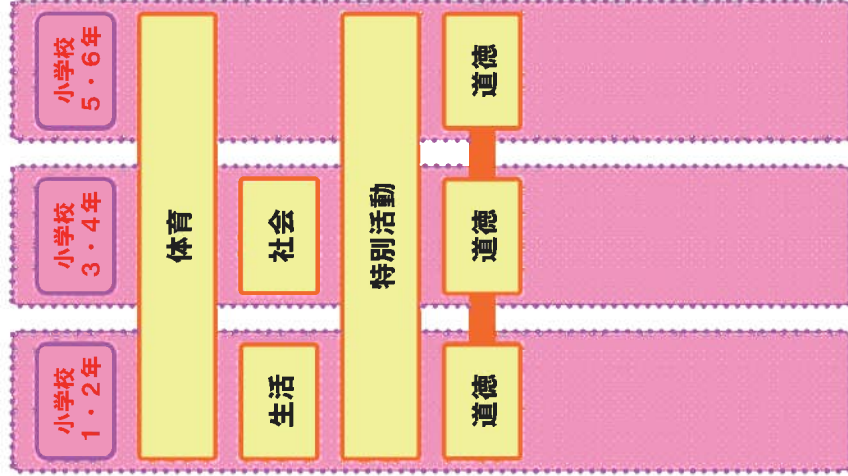
- 1 小学校 (教科・科目等)
(教科別)
- 2 中学校 (教科・科目等)
(教科別)
- 3 高等学校 (教科・科目等)
(教科別)

1 小学校 系統図 (教科・科目等)

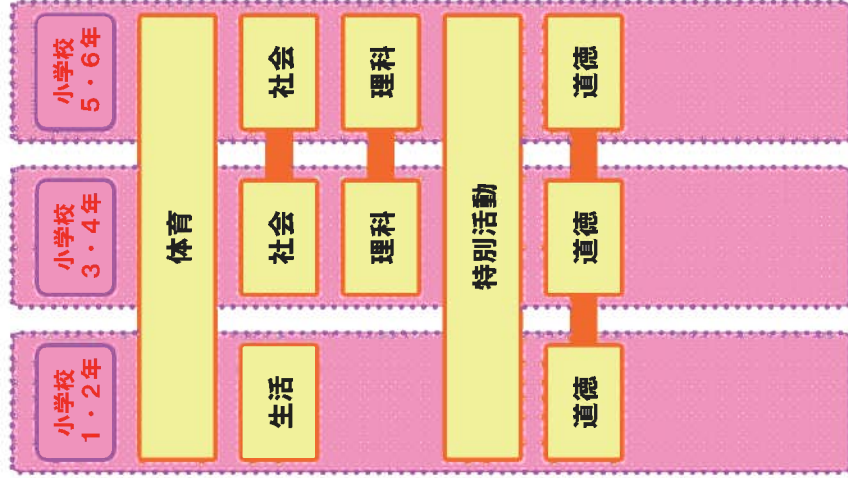
生活安全



交通安全



災害安全



生活安全

小学校 体育

学習指導要領

1
・
2
年

- (目標) ・(1)健康・安全に留意して意欲的に運動をする態度を育てる。
- (内容) ・A 体づくり運動～F 表現リズム遊び：(2)場の安全に気を付けたりすることができるようにする。
- ・D 水遊び：(2)水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。

3
・
4
年

- (目標) ・(2)健康・安全に留意し、最後まで努力して運動をする態度を育てる。
- ・(3)身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。
- (内容) ・A 体づくり運動～F 表現運動：(2)場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。
- ・D 浮く・泳ぐ運動：(2)浮く・泳ぐ運動の心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。

5
・
6
年

- (目標) ・(2)健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
- ・(3)心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。
- (内容) ・A 体づくり運動～F 表現運動：(2)場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。
- ・D 水泳：(2)水泳の心得を守って安全に気を配ったりすることができるようにする。
- ・G 保健：(2)ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。
- ・(3)病気の予防について理解できるようにする。

通
年

- (配慮事項) ・集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようになるための指導については、「A 体づくり運動」をはじめとして、各学年の各領域（保健を除く。）において適切に行うこと。
- ・保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、保健を除く第3 学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること。
- (取扱い) ・児童の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。

生活安全

小学校 生活

学習指導要領

1
・
2
年

- (目標) ・ (1)安全で適切な行動ができるようにする。
- (内容) ・ (1)通学路の様子やその安全を守っている人々に関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。
- ・ (2)規則正しく健康に気を付けて生活することができるようにする。
- ・ (3)安全に生活することができるようにする。
- ・ (4)安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

小学校 社会

3
・
4
年

- (目標) ・ (1)地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (内容) ・ (4)地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
- (取扱い) ・ (4)内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

小学校 理科

通
年

- (配慮事項) ・ 2 (1)観察、実験、栽培、飼育の指導については、事故の防止に十分留意すること。

小学校 図画工作

通
年

- (配慮事項) ・ 2 (4)事故防止に留意すること。

生活安全

小学校 家庭

学習指導要領

5
・
6
年

- (目標) ・ (2)日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、身近な生活に活用できるようにする。
- (内容) ・ B 日常の食事と調理の基礎：(3)調理の基礎：才 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及びこんろの安全な取扱いができること。
・ C 快適な衣服と住まい：(3)生活に役立つ物の製作：ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いができること。
- (配慮事項) ・ 3 実習の指導：実習の指導については、次の事項に配慮するものとする。
(1)服装を整え、用具の手入れや保管を適切に行うこと。
(2)事故の防止に留意して、熱源や用具、機械などを取扱うこと。
(3)調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。

小学校 特別活動

通
年

- (内容) ・ 学級活動：(2)日常の生活や学習への適応及び健康安全：カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
・ 学校行事：(3)健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点) ・ 学校行事：(3)健康安全・体育的行事(ア)：病気の予防など健康に関する行事については、学校や地域の実態に即して実施し、できるだけ集中的、総合的、組織的に行われるよう配慮することが大切である。また、学級活動における健康にかかわる指導や児童会活動、体育科の保健の学習内容などとの関連を図るようにする。
・ 学校行事：(3)健康安全・体育的行事(イ)：活発な身体活動をともなう行事の実施に当たっては、児童の健康や安全には特に留意し、教師間の協力体制を万全にし、事故防止に努める必要がある。
・ 学校行事：(4)遠足・集団宿泊的行事(イ)：必要に応じて、事前に参加する児童の健康診断や健康相談を行い、個々の児童の健康状態を把握しておく。

小学校 道徳

1
・
2
年

- (内容) ・ 1 (1)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
・ 3 (1)生きることを喜び、生命を大切にすることを。

生活安全

小学校 道徳

学習指導要領

3
・
4
年

(内容) ・ 3(1)生命の尊さを感じ取り，生命あるものを大切にする。

5
・
6
年

(内容) ・ 3(1)生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する。

交通安全

小学校 生活

学習指導要領

1
・
2
年

(目標) ・ (1)安全で適切な行動ができるようにする。

(内容) ・ (1)通学路の様子やその安全を守っている人々に関心を持ち，安全な登下校ができるようにする。
・ (3)安全に生活することができるようにする。
・ (4)安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

小学校 社会

3
・
4
年

(目標) ・ (1)地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

(内容) ・ (4)地域社会における災害及び事故の防止について，次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

(取扱い) ・ (4)内容の(4)の「災害」については，火災，風水害，地震などの中から選択して取り上げ，「事故の防止」については，交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

小学校 体育

5
・
6
年

(目標) ・ (3)心の健康，けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし，健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

(内容) ・ G 保健：(2)ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には，周囲の危険に気付くこと，的確な判断の下に安全に行動すること，環境を安全に整えることが必要であること。

交通安全

小学校 特別活動

学習指導要領

通年

- (内容)
- ・学級活動：(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全：力 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
 - ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点)
- ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事(イ)：交通安全指導や防犯指導については、新入学児に対して学年当初に日常の安全な登下校ができるよう適切な指導を行うようにする。
 - ・学校行事：(4) 遠足・集団宿泊的行事(イ)：あらかじめ、実地調査を行い、現地の状況や安全の確認、所要時間などを把握するとともに、それらに基づいて指導と準備をする。
 - ・学校行事：(4) 遠足・集団宿泊的行事(ロ)：事故防止のための万全な配慮をする。特に、安全への配慮から、小学校の段階においては、活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことから十分に考慮すべきである。
 - ・学校行事：(5) 勤労生産・奉仕的行事(ウ)：勤労体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、児童の発達の段階を考慮して計画し、実施することが望まれる。その際、児童の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

小学校 道徳

1
・
2
年

- (内容)
- ・1 (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
 - ・3 (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。
 - ・4 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。

3
・
4
年

- (内容)
- ・3 (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
 - ・4 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

5
・
6
年

- (内容)
- ・3 (1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
 - ・4 (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす。

災害安全

小学校 体育

学習指導要領

通年

- (取扱い) ・児童の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。
- ・安全に関する指導においては、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の特別活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動において、発達の段階を考慮して指導することが重要である。

小学校 生活

1・2年

- (目標) ・(1)安全で適切な行動ができるようにする。
- (内容) ・(1)通学路の様子やその安全を守っている人々に関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。
- ・(3)安全に生活することができるようにする。

小学校 社会

3・4年

- (目標) ・(1)地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (内容) ・(4)地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
- (取扱い) ・(4)内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

5年

- (目標) ・(1)我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。
- (内容) ・(1)エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
- ・(4)イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり
- (取扱い) ・(5)イ 情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

災害安全

小学校 社会

学習指導要領

6
年

(取扱い) ・ (2)ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

小学校 理科

3
・
4
年

(目標) ・ (2)天気の様子を季節、気温、時間などに関連付けながら調べ、見出した問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、気象現象についての見方や考え方を養う。

(内容) ・ B 生命・地球：(3)天気の様子：1 日の気温の変化や水が蒸発の様子などを観察し、天気や気温の変化、水と水蒸気との関係を調べ、天気の様子や自然界の水の変化についての考えをもつことができるようにする。

5
・
6
年

(目標) ・ (2)流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。

(内容) ・ B 生命・地球：(3)流水の働き：ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

・ B 生命・地球：(3)流水の働き：ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する可能性があること。

・ B 生命・地球：(4)天気の変化：ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。

・ B 生命・地球：(4)天気の変化：イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

(取扱い) ・ (4)内容の「B 生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

(目標) ・ (2)土地のつくりと変化の様子を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、土地のつくりと変化のきまりについての味方や考え方を養う。

(内容) ・ B 生命・地球：(4)土地のつくりと変化：ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

災害安全

学習指導要領

小学校 特別活動

通年

- (内容)
- ・学級活動：(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全：心身ともに健康で安全な生活態度の形成
 - ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点)
- ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事(イ)：避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。なお、遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や安全などについて適宜指導しておくことも大切である。
 - ・学校行事：(4) 遠足・集団宿泊的行事(ウ)：自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

小学校 道徳

1
・
2
年

- (内容)
- ・ 1 (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
 - ・ 3 (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。

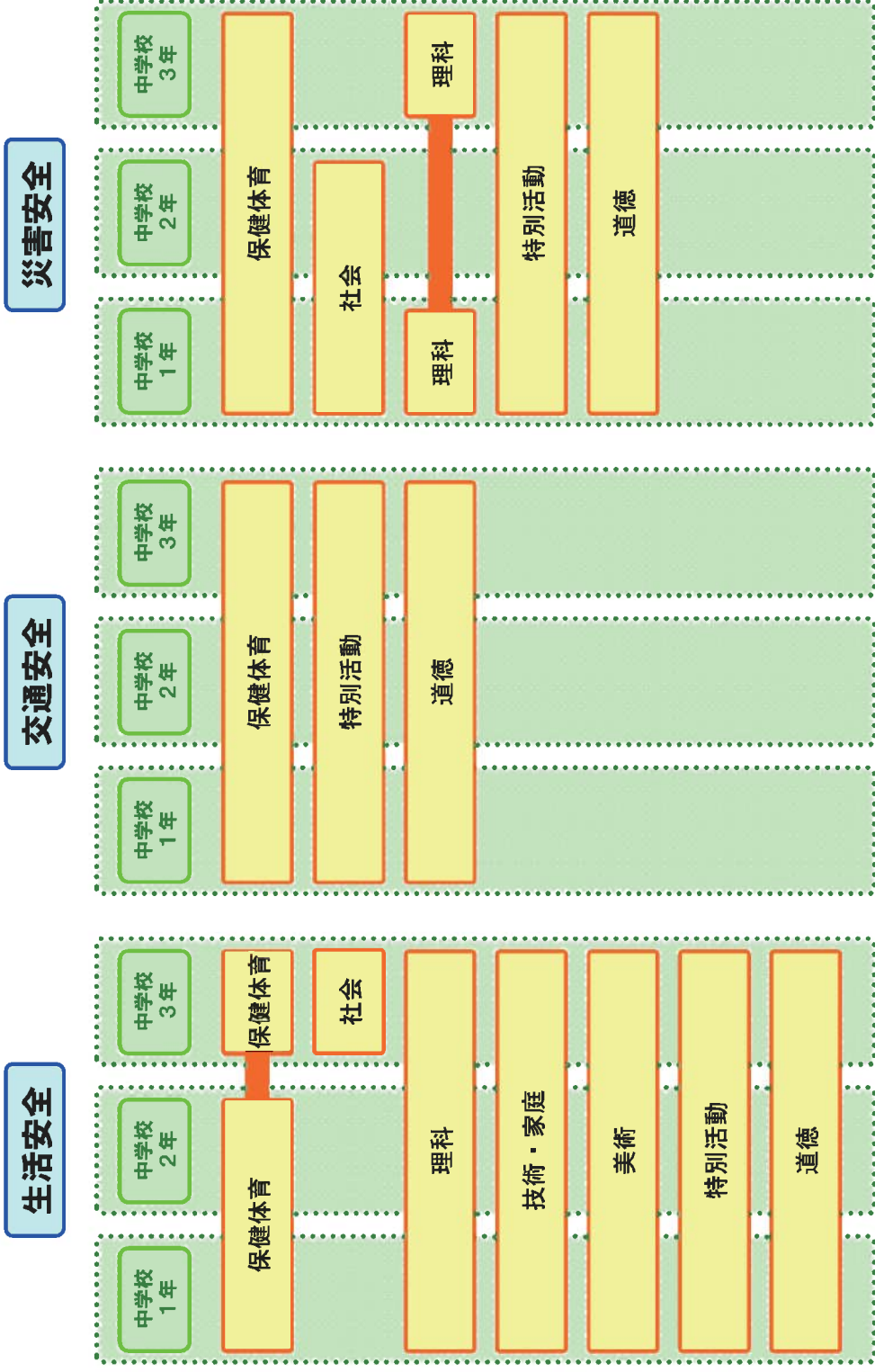
3
・
4
年

- (内容)
- ・ 3 (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

5
・
6
年

- (内容)
- ・ 3 (1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

2 中学校 系統図（教科・科目等）



生活安全

中学校 保健体育

学習指導要領

1・2年

- (目標) ・ 体育分野：(3)健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
- (内容) ・ A 体づくり運動～G ダンス：(2)健康・安全に気を配ることができるようにする。
- ・ D 水泳：(2)水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする。
 - ・ F 武道：(2)禁じ技を用いないなど、健康・安全に気を配ることができるようにする。
 - ・ H 体育理論：(2)ウ 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。

3年

- (目標) ・ 体育分野：(3)健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。
- (内容) ・ A 体づくり運動～G ダンス：(2)健康・安全を確保することができるようにする。
- ・ D 水泳：(2)水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。
 - ・ F 武道：(2)健康・安全を確保することができるようにする。

通年

- (目標) ・ 保健分野：個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- (内容) ・ (1)心身の機能の発達と心の健康について理解できるようにする。
- ・ (2)健康と環境について理解できるようにする。
 - ・ (3)傷害の防止について理解を深めることができるようにする。
 - ・ (4)健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。
- (取扱い) ・ 体育分野：(2)エ 水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。
- ・ 体育分野：(2)カ 武道については、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意すること。
 - ・ 保健分野：(6)包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。
 - ・ 生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。

中学校 理科

通年

- (配慮事項) ・ 3観察、実験、野外観察の指導においては、特に事故防止に十分留意する。

生活安全

中学校 社会

学習指導要領

3年

(内容) ・ 公民的分野：(4) 私たちと国際社会の諸問題：ア 世界平和と人類の福祉の増大：世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。…

中学校 技術・家庭

技術分野

(内容) ・ A 材料と加工に関する技術：(2) イ 材料と加工法：材料に適した加工法を知り、工具や機器を安全に使用できること。
・ B エネルギー変換に関する技術：(1) イ エネルギー変換機器の仕組みと保守点検：機器の基本的な仕組みを知り、保守点検と事故防止ができること。

通年 家庭分野

(内容) ・ B 食生活と自立：(3) 日常食の調理と地域の食文化：ア 安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。
・ C 衣生活・住生活と自立：(2) 住居の機能と住まい方：イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

(配慮事項) ・ 3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

中学校 美術

通年

(取扱い) ・ 3 安全指導 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

生活安全

中学校 特別活動

学習指導要領

通年

- (内容)
- 学級活動：(2) 適応と成長及び健康安全：キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 - 学校行事：(3) 健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律のある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点)
- 学校行事：(3) 健康安全・体育的行事(ア)：健康安全に関する行事においては、例えば、健康診断を実施する場合には、健康診断や健康な生活のもつ意義、人間の生命の尊さ、異性の尊重、健康と環境との関連などについて、学級活動、生徒会活動及び各教科、道徳などの内容と密接な関連を図り、健康安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。
 - 学校行事：(3) 健康安全・体育的行事(イ)：喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

中学校 道徳

通年

- (内容)
- 3(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

交通安全

中学校 保健体育

学習指導要領

通年

- (目標) ・保健分野：個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- (内容) ・(3)ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。
- ・(3)イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
- ・(3)エ 応急手当を適切に行うことによっては、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

中学校 特別活動

通年

- (内容) ・学級活動：(2)適応と成長及び健康安全：キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ・学校行事：(3)健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点) ・学校行事：(3)健康安全・体育的行事(イ)：安全に関する指導については、自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。
- ・学校行事：(4)旅行・集団宿泊的行事(カ)：生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経費、天候、不足の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。
- ・学校行事：(5)勤労生産・奉仕的行事(イ)：勤労体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、生徒の心身の発達や適性等を考慮して計画し、実施することが望まれる。その際、生徒の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

中学校 道徳

通年

- (内容) ・3(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- ・4(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

災害安全

中学校 保健体育

学習指導要領

通年

- (内容)
- ・(3)ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわかって発生すること。
 - ・(3)ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

中学校 社会

1・2年

- (内容)
- ・地理的分野：(2)日本の様々な地域：イ 世界と比べた日本の地域的特色：(7)自然環境：世界的視野から日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに，国内の地形や気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を大観させる。
 - ・地理的分野：(2)日本の様々な地域：ウ 日本の諸地域：(7)自然環境を中核とした考察：地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として，それを人々の生活や産業などと関連付け，自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや，地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。
 - ・地理的分野：(2)日本の様々な地域：エ 身近な地域の調査：身近な地域における諸事象を取り上げ，観察や調査などの活動を行い，生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし，地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに，市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法，地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

災害安全

中学校 理科

学習指導要領

1年

- (内容)
- ・第2分野：(2)大地の成り立ちと変化：ア 火山と地震：(ア)火山活動と火成岩：火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。
 - ・第2分野：(2)大地の成り立ちと変化：ア 火山と地震：(イ)地震の伝わり方と地球内部の働き：地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。
- (取扱い)
- ・第2分野：(3)イ：アの(イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

3年

- (内容)
- ・第1分野：(7)科学技術と人間：ア エネルギー：(ア)様々なエネルギーとその変換：日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを理解すること。
 - ・第1分野：(7)科学技術と人間：ア エネルギー：(イ)エネルギー資源：人間は、水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを認識すること。
- (取扱い)
- ・第2分野：(7)自然と人間：イ 自然の恵みと災害：(ア)自然の恵みと災害：自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。
 - ・第1分野(8)ア：アの(ア)については、熱の伝わり方も扱うこと。また、「エネルギーの変換」については、その総量が保存されること及びエネルギーを利用する際の効率も扱うこと。アの(イ)については、放射線の性質と利用にも触れること。
 - ・第2分野：(8)ウ：イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害についても触れること。

通年

- (配慮事項)
- ・2(3)科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。

災害安全

中学校 特別活動

学習指導要領

通
年

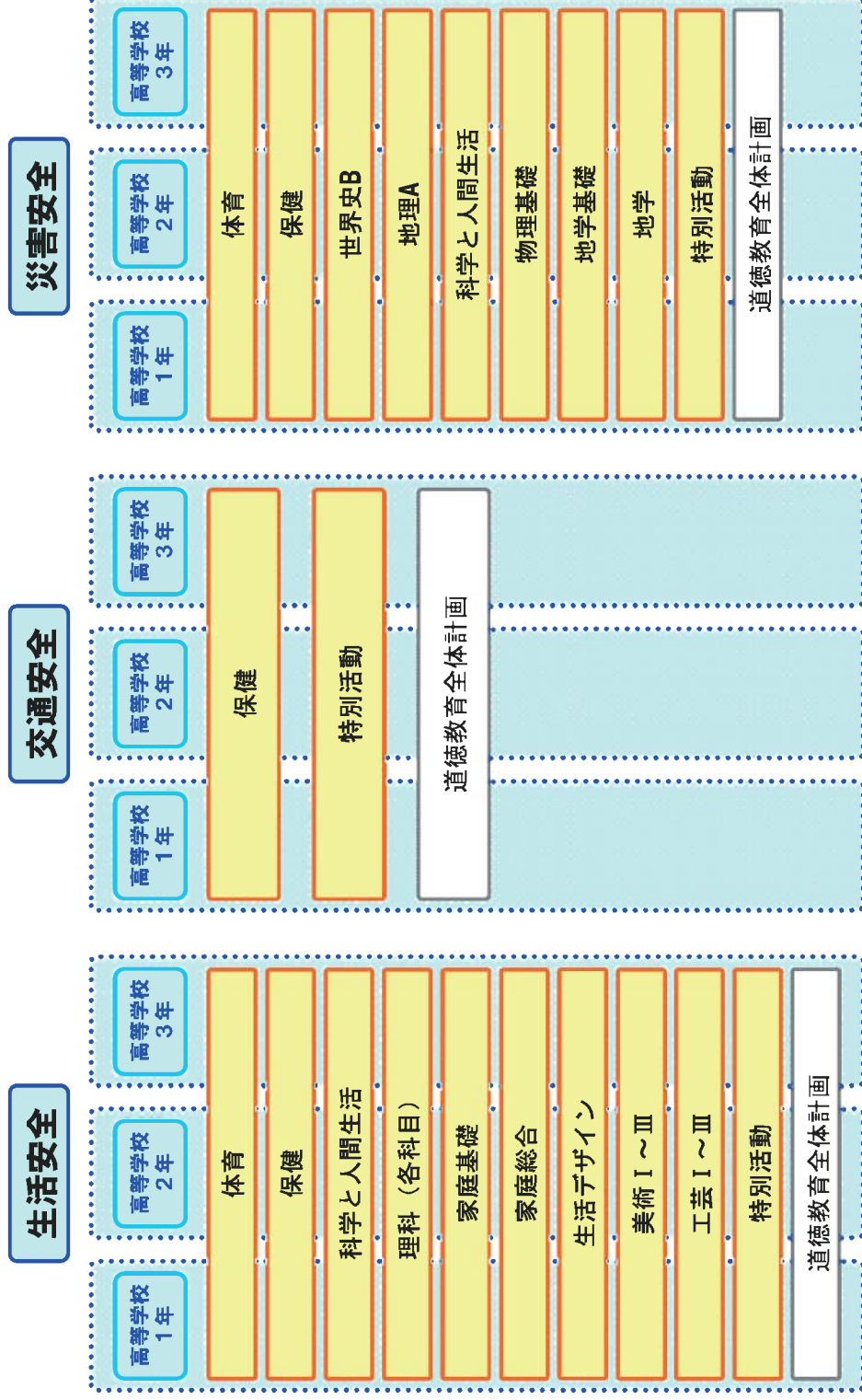
- (内容)
- ・学級活動：(2) 適応と成長及び健康安全：キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 - ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (留意点)
- ・学校行事：(3) 健康安全・体育的行事(イ)：安全に関する指導については、自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。
 - ・学校行事：(4) 旅行・集団宿泊的行事(イ)：生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経費、天候、不足の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。
 - ・学校行事：(5) 勤労生産・奉仕的行事(イ)：勤労体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、生徒の心身の発達や適性等を考慮して計画し、実施することが望まれる。その際、生徒の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

中学校 道徳

通
年

- (内容)
- ・3(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

3 高等学校 系統図 (教科・科目等)



生活安全

高等学校 体育

学習指導要領

通年

- (目標) ・運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- (内容)
- ・A 体づくり運動～G ダンス：(2)健康・安全を確保することができるようにする。
 - ・D 水泳：(2)水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。
- (取扱い) ・(2)エ「D水泳」の(1)の運動については、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。また、スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること。また、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。
- ・(3)内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域及び運動については、地域や学校の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮するものとする。
 - ・(5)集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようになるための指導については、内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までの領域において適切に行うものとする。

生活安全

高等学校 保健

学習指導要領

通年

- (目標) ・心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる。
- ・個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- (内容) ・(1)現代社会と健康：イ 健康の保持増進と疾病の予防：健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和をとれた生活を実践する必要があること。感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること。その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があること。
- ・(2)生涯を通じる健康：イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関：医薬品は、有効性及び安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。
- ・(3)社会生活と健康：ア 環境と健康：人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること。それらを防ぐには、汚染防止及び改善の対策をとる必要があること。
- ・(3)社会生活と健康：イ 環境と食品の保健：食品衛生活動は、食品の安全性を確保するよう基準が設定され、それに基づき行われていること。
- ・(3)社会生活と健康：ウ 労働と健康：労働災害の防止には、作業形態や作業環境の変化に起因する傷害や職業病などを踏まえた適切な健康管理及び安全管理をする必要があること。

高等学校 科学と人間生活

通年

- (内容) ・(2)人間生活の中の科学：イ 物質の化学：(ア)材料とその再利用：身近な材料であるプラスチックの種類、性質について理解すること。
- (取扱い) ・(2)ウ (2)のイの(ア)については、「プラスチック」の成分の違い、化学構造及び燃焼にかかわる安全性にも触れること。

高等学校 理科（各科目）

通年

- (配慮事項) ・2(3)観察、実験、野外観察、調査などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意する。

生活安全

高等学校 家庭基礎

学習指導要領

通年

- (内容) ・(2)生活の自立及び消費と環境：ア 食事と健康：健康で安全な食生活を営むために必要な栄養、食品、調理及び食品衛生などの基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生涯を見通した食生活を営むことができるようにする。
- ・(2)生活の自立及び消費と環境：ウ 住居と住環境：住居の機能、住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。
- (取扱い) ・3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

高等学校 家庭総合

通年

- (内容) ・(4)生活の科学と環境：ア 食生活の科学と文化：栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解させ、食生活の文化に関心をもたせるとともに、必要な知識と技術を習得して安全と環境に配慮し、主体的に食生活を営むことができるようにする。
- ・(4)生活の科学と環境：イ 衣生活の科学と文化：着装、被服材料、被服の構成、被服製作、被服管理などについて科学的に理解させ、衣生活の文化に関心を持たせるとともに、必要な知識と技術を習得して安全と環境に配慮し、主体的に衣生活を営むことができるようにする。
- ・(4)生活の科学と環境：ウ 住生活の科学と文化：住居の機能、住空間の計画、住環境などについて科学的に理解させ、住生活の文化に関心をもたせるとともに、必要な知識と技術を習得して、安全と環境に配慮し、主体的に住生活を営むことができるようにする。
- ・(4)生活の科学と環境：エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立：安全で安心な生活と消費について考え、生活文化を伝承・創造し、資源や環境に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。
- (取扱い) ・3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

生活安全

高等学校 生活デザイン

学習指導要領

通年

- (内容)
- ・(3)食生活の設計と創造：食事と健康のかかわりや栄養，調理，食べ物のおいしさなどの食生活に関する知識と技術を習得させ，食文化に関心をもたせるとともに，生涯を通して安全と環境に配慮した食生活を主体的に営むことができるようにする。
 - ・(3)食生活の設計と創造：ウ 食生活と環境：食生活の安全と衛生について理解させ，食料の生産や流通と食生活とのかかわりや環境に配慮した食生活の在り方を考えさせるとともに，主体的に家族の食生活を営むことができるようにする。
 - ・(4)衣生活の設計と創造：ウ 衣生活の管理と環境：被服の管理方法や被服材料の性能，被服の構成などについて科学的に理解させ，健康や安全，資源・環境などに配慮した衣生活を主体的に営むことができるようにする。
 - ・(5)住生活の設計と創造：健康で安全な住生活を営むための住居の機能，住居やインテリアの計画に関する知識と技術を習得させるとともに，生涯を見通して環境に配慮した住生活を主体的に営むことができるようにする。
 - ・(5)住生活の設計と創造：ア 家族の生活と住居：住居の機能と管理，家族の生活とライフステージに応じた住空間について理解させ，安全で健康的な住生活について考えることができるようにする。
- (取扱い)
- ・3 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

高等学校 美術ⅠⅡⅢ

通年

- (取扱い)
- ・3(7)事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

高等学校 工芸ⅠⅡⅢ

通年

- (取扱い)
- ・3(6)事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

生活安全

高等学校 特別活動

学習指導要領

通年

- (内容)
- ・ホームルーム活動：(2)適応と成長及び健康安全：ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立
 - ・学校行事：(3)健康安全・体育的行事：心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行う

交通安全

高等学校 保健

学習指導要領

通年

- (目標)
- ・個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- (内容)
- ・(1)現代社会と健康：エ 交通安全：交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。
 - ・(1)現代社会と健康：オ 応急手当：適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。
- (取扱い)
- ・(4)内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

高等学校 特別活動

通年

- (内容)
- ・ホームルーム活動：(2)適応と成長及び健康安全：ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

災害安全

高等学校 体育

学習指導要領

通年

(内容) ・H 体育理論：2 運動やスポーツの効果的な学習の仕方(2)エ 運動やスポーツを行う際は、気象条件の変化など様々な危険を予測し、回避することが求められること。

高等学校 保健

通年

(取扱い) ・(4)自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

高等学校 世界史B

通年

(内容) ・(1)世界史への扉：ア 自然環境と人類のかかわり：自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

高等学校 地理A

通年

(内容) ・(2)生活圏の諸課題の地理的考察：イ 自然環境と防災：我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。
(取扱い) ・(2)イ(ウ)：イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

高等学校 科学と人間生活

通年

(内容) ・(2)人間生活の中の科学：エ 宇宙や地球の科学：(イ)身近な自然景観と自然災害：身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。
(取扱い) ・(2)のエの(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験を中心に扱うこと。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

災害安全

高等学校 物理基礎

学習指導要領

通年

- (内容) ・(2)様々な物理現象とエネルギーの利用：エ エネルギーとその利用：(ア)エネルギーとその利用：人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などについて、物理学的な視点から理解すること。
- (取扱い) ・(2)イ：エの(ア)については、電気エネルギーへの変換を中心に扱うこと。「原子力」については、関連して放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れること。

高等学校 地学基礎

通年

- (内容) ・(2)変動する地球：ア 活動する地球：(イ)火山活動と地震：火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。
- ・(2)変動する地球：エ 地球の環境：(イ)日本の自然環境：日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。
- (取扱い) ・(2)イ：アの(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱うこと。
- ・(2)イ：エの(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

高等学校 地学

通年

- (内容) ・(2)地球の活動と歴史：ア 地球の活動：(イ)地震と地殻変動：プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。
- ・(3)地球の大気と海洋：ア 大気と運動：(イ)大気と気象：大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。
- (取扱い) ・(2)イ：(2)のアの(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。
- ・(2)ウ：(3)のアの(イ)については、気象災害にも触れること。

高等学校 特別活動

通年

- (内容) ・ホームルーム活動：(2)適応と成長及び健康安全：ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

【第4章 安全教育の項目別内容と教科等との関連】

（応用）

本章では、安全教育をより効果的に実践するために、ひとつの目的（項目別内容）について、関連する内容を様々な教科等から多角的に指導することができるように例を示しています。発達段階や指導時期等を考慮し、学校教育活動全体を通じた計画的な指導に役立ててください。

一覧表の活用方法

- 1 生活安全
- 2 交通安全
- 3 災害安全

項目別内容と教科等との関連 一覧表の活用方法

1 活用の流れ

- ① 「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三領域から目的を選択する。
- ② 表の左欄から項目や具体的な内容を選択する。
- ③ 具体的な内容に対して、「取り扱う校種・教科等における学習内容・学年」を確認する。
- ④ 「同一学年間における横断的な指導」や「同一校種及び他校種における系統的な指導」について確認する。
- ⑤ ひとつの項目（目的）に対して、様々な教科等から多角的に安全指導を実践し、児童生徒が「自分の命は自分で守る」ことができる力を獲得できるようにする。

2 具体例（領域別）

例1 小学校第4学年で「施設・設備と学習用具の安全」を取り扱う場合 (P. 54参照) ※①～⑤は上記「活用の流れ」に対応

① 「生活安全」を選択する。

② 「施設・設備と学習用具の安全」を選択する。

① 生活安全

項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年	
<p>③ ④</p> <p>〔横断的な指導〕</p> <p>体育で「用具の安全確認」、理科で「理科室、実験器具の安全な使い方」や「乾電池の扱い、やけど、水道管の破裂事故」、図工で「造形活動で使用する材料や用具、活動場所」について学習することを確認する。</p> <p>〔系統的な指導〕</p> <p>生活や特別活動で「遊具の使い方、公共物や公共施設の安全な利用」について、既に1・2学年で学習していることを確認する。</p>	<p>②</p> <p>施設・設備と学習用具の安全</p>	<p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p>	小学校	体育	用具の安全確認	1～8
			保健	けがの防止	5	
			生活	遊具の使い方、公共物や公共施設の安全な利用	1・2	
			理科	理科室、実験器具の安全な使い方	4～6	
			理科	日光を見る時の遮光板、コンセントの扱い	3	
			理科	乾電池の扱い、やけど 水道管の破裂事故	4	
			図工	造形活動で使用する材料や用具、活動場所	1～8	
			保健体育	用具や練習場所等の安全確認	1～3	
			保健	傷害の防止	2	
			理科	理科室、実験器具の安全な使い方	1～3	
<p>中学校</p>	<p>事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方、学習用具による事故とその原因</p>	美術	刀物類、絵具、器具などの使い方の指導と保管、活動場所	1～3		
		技術・家庭	製作品の設計・製作、糸のこ、卓上ボール盤、はんだごて等の使い方、服装時の換気、包丁を使うときの注意、室内空気と換気、窓や学校の中の危険な	1～3		

⑤

体育で「用具や施設の安全な使い方」を指導する場合、保健、生活、特別活動、理科や図工においても「安全確認の方法」や「適切な使い方」があることを指導することができる。

例2 高等学校第2学年で「雨天や夜間の危険」を取り扱う場合
(P. 59参照) ※①～⑤は上記「活用の流れ」に対応

① 「交通安全」を選択する。

② 「雨天や夜間の危険」を選択する。

〔横断的な指導〕

③ ④
保健で「交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり」、理科で「生物と光、様々な力とその働き、生物の環境応答、大気と海洋」について学習し、特別活動で「交通安全教室」を実施することを確認する。

〔系統的な指導〕

小中学校で「交通事故による傷害の発生要因」等について、既に学習していることを確認する。

2 交通安全		①	小学校	体育	交通事故や身の回りの生活が原因と なっているけがとその防止	5
② 雨天や夜間の危険	雨天や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方、気象の変化による交通状況の変化、夕方や夜間における視認能力の低下	③	中学校	保健体育	交通事故による傷害の発生要因	2
				数学	自動車の停止距離と時間、スピードと停止距離の関係	3
				特別活動	危険予知能力の向上	1～3
				保健	交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり	1～3
				理科(科学と人間生活)	生物と光	1～3
				理科(物理基礎)	様々な力とその働き	1～3
				理科(生物)	生物の環境応答	1～3
				理科(地学)	大気と海洋	1～3
				情報	動画による気象情報予測や危険情報伝達	1
				特別活動	学校行事、交通安全教室	1～3

⑤

梅雨前の5月、あるいは夕暮れが早まる前の9月に、保健、理科、特別活動で学習する時期を合わせ、保健で「雨天時や夜間の交通事故の現状」、理科で「暗い中の視力や視野の変化」等について学習した内容を「交通安全教室」で実技や実験を用いて実施することにより、それぞれの教科の内容が関連付いた効果的な指導をすることができる。

例3 中学校第3学年で「火災のときの危険」を取り扱う場合
(P. 60参照) ※①～⑤は上記「活用の流れ」に対応

① 「災害安全」を選択する。

② 「火災のときの危険」を選択する。

〔横断的な指導〕

③ ④
理科で「アルコールランプ、ガスコンロ、ガスバーナーの使い方」、技術・家庭で「機器の安全な使用、漏電、トラッキング、こんろを使うときの注意」について学習し、特別活動で「避難訓練」を実施することを確認する。

〔系統的な指導〕

小学校では「消防施設・設備」や「ものの燃え方」等、中学校2学年では「空気の衛生管理、自然災害による傷害の防止」について、既に学習していることを確認する。

3 災害安全		①	小学校	社会	学校の消防設備、地域の消防施設、消防の働き	3・4
② 火災のときの危険	火災の原因、火のまわり方と煙の危険	③	小学校	理科	アルコールランプ、ガスコンロ、ガスバーナーの使い方	4～6
				理科	ものの燃え方	6
				特別活動	避難訓練、冬休みの安全な過ごし方	1～6
				保健体育	空気の衛生的管理、自然災害による傷害の防止	2
				理科	アルコールランプ、ガスコンロ、ガスバーナーの使い方	1～3
				技術・家庭	機器の安全な使用、漏電、トラッキング、こんろを使うときの注意	1～3
				特別活動	避難訓練	1～3
				理科(科学と人間生活)	科目とその活用	1～3
				理科(化学基礎、化学)	探究活動	1～3
				理科(生物)	探究活動	1～3

⑤

暖房器具が必要となる前の11月に、理科と技術・家庭で学習する時期を合わせ、電気、ガス、灯油等を扱う機器について学習し、12月に火災による避難訓練を実施することにより、それぞれの学習内容が関連付いた効果的な指導をすることができる。

安全教育の項目別内容と 教科等との関連（応用）

1 生活安全

項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
1 施設・設備 と学習用 具の安全	事故の起こり やすい施設・ 設備と安全な 使い方、学習 用具による事 故とその原因	小学校	体育	用具の安全確認	1～6
			保健	けがの防止	5
			生活 特別活動	遊具の使い方、公共物や公共施設の安全な利用	1・2
			理科	理科室、実験器具の安全な使い方	4～6
			理科	日光を見る時の遮光板、コンセントの扱い	3
			理科	乾電池の扱い、やけど 水道管の破裂事故	4
			図工	造形活動で使用する材料や用具、活動場所	1～6
		中学校	保健体育	用具や練習場所等の安全確認	1～3
			保健	傷害の防止	2
			理科	理科室、実験器具の安全な使い方	1～3
			美術	刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所	1～3
			技術・家庭	製作品の設計・製作、糸のこ、卓上ボール盤、はんだごて等の使い方、塗装時の換気、包丁を使うときの注意、室内空気と換気、家や学校の中の危険な場所	1～3
			特別活動	環境整備	1～3
		高等学校	体育（全領域）	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
			理科（科学と人間生活）	材料とその再利用	1～3
			理科（化学基礎・化学）	探究活動	1～3
			家庭（住生活の科学と文化）	人為災害と住居・住居内の事故	1～3
			情報	施設・設備情報の伝達手段	1
			農業（野菜、草花、果樹、作物、農業機械）	道具、農業機械、農薬の安全な使用と管理	1～3
			水産（船舶運用、小型船舶）	船の安全運用	1～3
工業（工業技術基礎）	事故防止と安全作業		1		
特別活動	ホームルーム活動、新入生オリエンテーション	1			

	項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
2	運動会、校内競技大会等、学校行事における安全	運動会、校内競技大会等の事故の原因とその現状	小学校	特別活動	運動時の安全な服装	1～6
			中学校	保健体育	種日別の事故の現状とその原因	1～3
			高等学校	体育（全領域）	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
				農業(生物活用、グリーンライフ)	交流者の安全や健康に配慮したプログラムづくり	1～3
				特別活動	ホームルーム活動、体育大会等、修学旅行・遠足等の事前準備・指導	2
3	服装や健康の状態の防止と事故の防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその原因、事故発生時の通報、応急手当の仕方、健康状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止	小学校	体育	集団行動	1～6
			中学校	保健体育	集団行動	1～3
				家庭	衣生活と自立、目的に応じた着用	1～3
			高等学校	体育（全領域）	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
				保健(応急手当)	応急手当の意義、日常的な応急手当で、心肺蘇生法	1～3
				公民(現代社会)	青年期の心理	1～3
				公民(倫理)	青年期の心理	1～3
				理科(科学と人間生活)	材料とその再利用	1～3
				理科(化学基礎、化学)	探究活動	1～3
				理科(生物)	生態と環境	1～3
				農業(畜産、生物活用)	人畜共通の病気の感染を防ぐための方法	1～3
				特別活動	学校行事、身体測定・健康診断、保健講座	1～3
			4	給食時の安全	安全に注意した配膳・片付けの仕方や食事の際の安全	小学校
中学校	特別活動	安全に注意した配膳、片付けの仕方				1～3
高等学校	保健	健康の考え方と成り立ち、生活習慣病と日常の生活行動、地域の保険・医療機関の活用、食品保健にかかわる活動、健康の保持増進のための環境と食品の保健、応急手当の意義、日常的な応急手当で、心肺蘇生法				1～3
	公民(現代社会)	食の安全性と農業の再生、遺伝子組み換え食品やトレーサビリティシステム				1～3
	公民(倫理)	生命倫理				1～3
	家庭(食生活の科学と文化)	食中毒、寄生虫病、アレルギー、食品添加物、残留農薬、遺伝子組み換え食品、食品の安全性の確保、BSE、食品安全基本法				1～3
	農業(野菜、果樹、作物)	残留農薬の学習と安全な農産物の栽培				1～3
	農業(食品製造、食品化学、食品流通)	食品による危害と安全の確保				1～3

	項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
4	給食時の安全	安全に注意した配膳・片付けの仕方や食事の際の安全	高等学校	水産(食品製造、食品管理、水産流通)	食品による危害と安全の確保	1～3
				特別活動	ホームルーム活動、青年期の心身の成長と食事	1・2
5	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	野外での運動、自然教室、水泳、登山、キャンプ等における危険と安全な行動の仕方や安全の心得	小学校	体育	泳ぐ運動の心得	1～6
				特別活動	自然教室の計画と準備	4・5
			中学校	保健体育	泳ぐ運動の心得	1～3
				特別活動	自然教室の計画と準備	1・2
			高等学校	体育(関係領域)	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
				保健	応急手当の意義、日常的な応急手当で、心肺蘇生法	1～3
				理科(物理基礎)	様々な力とその働き	1～3
				理科(地学基礎)	地球の環境	1～3
	農業(グリーンライフ)	緊急時の安全確保	1～3			
	水産(ダイビング・マリンスポーツ)	緊急時の安全確保	1～3			
6	けがの応急手当の仕方と措置	止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際	小学校	体育	けがの手当	5
			中学校	保健体育	応急手当、心肺蘇生等	2
			高等学校	体育(全領域)	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
				保健	応急手当の意義、日常的な応急手当で、心肺蘇生法	1～3
				情報、商業	動画による応急手当方法の情報伝達	1
				農業(グリーンライフ)	緊急時の応急対応の仕方と措置	1～3
7	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	登下校時の心身の状態と事故、地域の犯罪被害の現状と安全な行動	小学校	体育	身の回りの生活が原因となって起こるけがとその防止	5
				特別活動	防犯教室、性に関する指導	1～6
				総合的な学習の時間	町探検	3・4
			中学校	保健体育	傷害の発生要因	2
				特別活動	防犯教室、性に関する指導	1～3
			高等学校	体育(全領域)	施設・用具の安全確認の仕方、危険予知の回避行動、自己や仲間の健康維持や安全保持、集団行動	1～3
				保健	健康に関する考え方と成り立ち、健康に関する意思決定や行動選択、健康に関する環境づくり、喫煙・飲酒と健康、薬物乱用と健康、欲求と適応機制、心身の相関、ストレスへの対処、安全な社会づくり、応急手当の意義、日常的な応急手当で、心肺蘇生法	1～3

項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年	
7	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	登下校時の心身の状態と事故、地域の犯罪被害の現状と安全な行動	高等学校	公民(現代社会)	情報化社会における危険性	1～3
				理科(科学と人間生活)	生物と光	1～3
				理科(生物)	生態と環境	1～3
				家庭(住生活の科学と文化)	暮らしやすい住環境・都市計画・まちづくり	1～3
				情報	ハザードマップの作成	1
				農業(グリーンライフ)	地域社会のコミュニティづくり	1～3
				特別活動	ホームルーム活動、長期休業中の生活の指導、学校行事、薬学講座	1～3
8	登下校時における事故、犯罪被害とその防止	小学校	体育	身の回りの生活が原因となって起こるけがとその防止	5	
			生活	安全な登下校、通学路の様子、通学路の危険察知	1	
			道徳	健康や安全への配慮、心身の健康増進、生命尊重、自然への畏敬、法やきまりの遵守、公德心、自己の役割と責任、集団生活の向上	1～6	
			特別活動	防犯教室	1～6	
			総合的な学習の時間	町探検	3・4	
			保健体育	傷害の発生要因	2	
		中学校	道徳	健康や安全への配慮、心身の健康増進、生命尊重、自然への畏敬、法やきまりの遵守、公德心、自己の役割と責任、集団生活の向上	1～3	
			特別活動	防犯教室	1～3	
			理科(科学と人間生活)	材料とその再利用	1～3	
		高等学校	理科(化学基礎、化学)	探究活動	1～3	
			家庭(子どもの発達と保育・福祉)	子どもの特徴と起こりやすい事故	1～3	
			家庭(住生活の科学と文化)	暮らしやすい住環境・都市計画・まちづくり	1～3	
			情報	ハザードマップの作成及び犯罪情報の伝達手段	1	
特別活動	学校行事、交通安全教室		1～3			

2 交通安全

	項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
1	通学路の安全	通学路やスクールゾーンの意味と危険防止、通学方法に応じた安全な行動、通学時の事故の現状の理解と安全な行動	小学校	生活	安全な登下校、通学路の様子や気をつけること、通学路で出会う人	1
				社会	交通事故を防ぐ地域の人たちの取組、地域安全マップの作成、信号機や横断歩道の整備等	3・4
				総合的な学習の時間	町探検	3
				特別活動	交通安全教室	1
				特別活動	交通安全リーダーと交通安全を語る会	6
			中学校	特別活動	交通安全教室	1～3
			高等学校	保健	交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり	1～3
				理科(物理基礎)	様々な力とその働き、力学的エネルギー	1～3
				理科(物理)	音、運動量、光	1～3
				家庭(住生活の科学と文化)	暮らしやすい住環境・安全性、都市計画・まちづくり	1～3
家庭(子どもの発達と保育・福祉)	子どもの特徴と起こりやすい事故、その対策	1～3				
情報	ハザードマップの作成及び情報提供	1				
2	集団歩行時の安全	集団で歩行するときの交通の危険、リーダーや一人一人の心構え	小学校	体育	交通事故や身の回りの生活が原因となって起こるけがとその防止	5
				社会	警察署の働き、道路の正しい歩き方	3・4
				特別活動	交通安全教室	1
				特別活動	交通安全リーダーと交通安全を語る会	6
			中学校	保健体育	交通事故による傷害の発生要因	2
				特別活動	交通安全教室	1～3
			高等学校	体育(全領域)	集団行動	1～3
				保健	交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり、応急手当の意義、日常的な応急手当、心肺蘇生法	1～3
				理科(科学と人間生活)	生物と光	1～3
				理科(生物)	生態と環境	1～3
農業(生物活用、グリーンライフ)	交流対象者の安全や健康に配慮したプログラムづくり	1～3				
3	自転車に関する交通法規と歩行者の保護	自転車に関する基本的な交通法規の理解	小学校	体育	交通事故や身の回りの生活が原因となって起こるけがとその防止	5
				社会	自転車のきまり、放置自転車指導員、警察署の働き、交通のきまり、自転車の乗り方	3・4
				特別活動	交通安全教室	4～6

	項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
3	自転車に関する交通法規と歩行者の保護	自転車に関する基本的な交通法規の理解、歩行者の保護と正しい自転車走行の理解	中学校	保健体育	交通事故などによる傷害の防止	2
				特別活動	交通安全教室	1～3
			高等学校	保健	交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり、応急手当の意義、日常的な応急手当、心肺蘇生法	1～3
				理科(物理基礎)	様々な力とその働き、力学的エネルギー	1～3
				理科(物理)	音、運動量、光	1～3
				情報、商業	パソコンによる交通安全クイズ提供及び啓発	1
				工業(工業数理基礎)	自転車の速さ、走行距離の関係等	1
特別活動	学校行事、交通安全教室	1～3				
4	雨天や夜間の危険	雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方、気象の変化による交通状況の変化、夕方や夜間における視認能力の低下	小学校	体育	交通事故や身の回りの生活が原因となって起こるけがとその防止	5
				中学校	保健体育	交通事故による傷害の発生要因
			数学		自動車の停止距離と時間、スピードと停止距離の関係	3
			特別活動		危険予知能力の向上	1～3
			高等学校	保健	交通事故の現状、交通社会に必要な資質と責任、安全な社会づくり	1～3
				理科(科学と人間生活)	生物と光	1～3
				理科(物理基礎)	様々な力とその働き	1～3
				理科(生物)	生物の環境応答	1～3
				理科(地学)	気象と海洋	1～3
				情報	動画による気象情報予測や危険情報伝達	1
特別活動	学校行事、交通安全教室	1～3				
5	救急施設と救急体制	交通事故が起きたときの対応の仕方、地域の救急施設、救急体制	小学校	体育	けがの手当	5
				社会	警察署や消防署の働き、通信司令室、救急隊の発動等	3・4
				特別活動	交通安全指導	1～6
			中学校	保健体育	応急手当、心肺蘇生等	2
				特別活動	交通安全指導	1～3
			高等学校	保健	応急手当の意義、日常的な応急手当、心肺蘇生法	1～3
				理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3
				理科(化学基礎、化学)	探究活動	1～3
				理科(生物基礎)	生物の体内環境	1～3
情報、商業	ウェブや携帯端末上に救急施設情報や応急手当情報の提供	1				
農業(生物活用、グリーンライフ)	交流対象者の安全管理	1～3				

3 災害安全

	項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
1	火災のときの危険	火災の原因、火のまわり方と煙の危険	小学校	社会	学校の消防設備、地域の消防施設、消防署の働き	3・4
				理科	アルコールランプ、ガスコンロ、ガスバーナーの使い方	4～6
				理科	ものの燃え方	6
				特別活動	避難訓練、冬休みの安全な過ごし方	1～6
			中学校	保健体育	空気の衛生的管理、自然災害による傷害の防止	2
				理科	アルコールランプ、ガスコンロ、ガスバーナーの使い方	1～3
				技術・家庭	機器の安全な使用、漏電、トラッキング、こんろを使うときの注意	1～3
				特別活動	避難訓練	1～3
			高等学校	理科(科学と人間生活)	材料とその再利用	1～3
				理科(化学基礎、化学)	探究活動	1～3
				理科(化学)	化学反応と熱・光	1～3
				家庭(住生活の科学と文化)	人為災害	1～3
				情報	パソコンによる火災の種類と未然防止に関する情報提供	1
				特別活動	学校行事、防災避難訓練	1～3
2	地震による危険の仕方	地震警報による避難と避難誘導の仕方、大規模地震発生時の避難と避難誘導の仕方	小学校	社会	地震による被害、東海地震、市や地域の備え・防災計画	3・4
				特別活動	避難訓練	1～6
				総合的な学習の時間	防災のための安全な町づくりとその取組	1～6
			中学校	保健体育	自然災害による傷害の防止	2
				社会	プレートの動き、環太平洋造山帯、活断層、ハザードマップ等	2
				特別活動	避難訓練	1～3
				総合的な学習の時間	防災のための安全な町づくりとその取組	1～3
			高等学校	国語(国語総合、古典)	「方丈記」等に見られる日本人と災害との関わり	1～3
				地歴(地理)	世界の地震災害、日本列島の災害	1～3
				地歴(日本史)	関東大震災、阪神・淡路大震災など	1～3
理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3				

項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年
2	地震による危険の回避と避難の仕方	高等中学校	理科(地学基礎)	活動する地球	1～3
			理科(地学)	地球の活動	1～3
			家庭(住生活の科学と文化)	自然災害とその対策・ハザードマップの確認	1～3
			情報、商業	ハザードマップの作成とウェブや携帯端末による避難場所情報の提供	1
			特別活動	学校行事、防災避難訓練	1～3
3	津波による危険の回避と避難の仕方	小学校	社会	津波による被害、東海地震、市や地域の備え・防災計画等	3・4
			特別活動	避難訓練	1～6
		中学校	保健体育	自然災害による傷害の防止	2
			社会	プレートの動き、環太平洋造山帯、津波警報、防潮堤、ハザードマップ等	2
		高等中学校	特別活動	避難訓練	1～3
			地歴(地理)	日本列島の災害、海岸の地形	1～3
			公民(現代社会、政治・経済)	地球温暖化による海面上昇	1～3
			理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3
			理科(地学基礎)	活動する地球	1～3
			理科(地学)	地球の活動	1～3
			情報、商業	ハザードマップの作成とウェブや携帯端末による避難場所情報の提供	1
水産(ダイビング・マリンスポーツ)	緊急時の安全確保	1～3			
特別活動	学校行事、防災避難訓練	1～3			
4	火山活動による危険の回避と避難の仕方	小学校	理科	火山活動による大地の変化	6
			保健体育	自然災害による傷害の防止	2
		中学校	社会	環太平洋造山帯、火砕流・火山灰、ハザードマップ等	2
			理科	火山活動、火山活動による災害と防災	1・3
		高等中学校	地歴(地理A・B)	世界の火山災害、日本列島の災害、造山帯と火山活動	1～3
			地歴(世界史B)	ポンペイとヴェスビオ火山	1～3
			地歴(日本史A・B)	江戸期の浅間山、富士山噴火	1～3
			理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3
			理科(地学基礎)	活動する地球	1～3
			理科(地学)	地球の活動	1～3
情報、商業	ハザードマップの作成とウェブや携帯端末による避難場所情報の提供	1			

項目	具体的な内容	校種	教科等	学習内容	学年	
5	落雷による危険と安全な行動の仕方	落雷からの身の守り方、落雷しやすい気象条件	小学校	体育	身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止	5
			中学校	保健体育	自然災害による傷害の防止、応急手当	2
				理科	雷の発生	2
			高等学校	地歴(地理)	日本の気候	1～3
				理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3
				理科(地学基礎)	大気と海洋	1～3
				理科(地学)	大気の構造と運動	1～3
農業(グリーンライフ)	参加者の安全に配慮したプログラムづくり	1～3				
6	災害発生時の状況と避難所の意義	小学校	総合的な学習の時間	防災のための安全な町づくりとその取組	5・6	
			道徳	健康や安全への配慮、心身の健康増進、生命尊重、自然への畏敬、法やきまりの遵守、公德心、自己の役割と責任、集団生活の向上	1～6	
			道徳	健康や安全への配慮、心身の健康増進、生命尊重、自然への畏敬、法やきまりの遵守、公德心、自己の役割と責任、集団生活の向上	1～3	
		高等学校	公民(現代社会)	社会参加とボランティア	1～3	
			理科(科学と人間生活)	身近な自然景観と自然災害	1～3	
			家庭(住生活の科学と文化)	自然災害	1～3	
			家庭(家族・家庭と社会)	地域における支え合い	1～3	
			家庭(共生社会における家族や地域)	家庭生活と地域福祉・ボランティア活動	1～3	
			情報	災害ボランティア活動支援情報の提供	1	
			工業(生産システム技術)	基本的な電気設備、屋内配線、通信設備等	1・2	
			商業	災害ボランティア活動支援情報の提供	1	
			商業	復興支援に係るソーシャルアントレプレナーシップの育成	2・3	
			特別活動	ホームルーム活動、校外奉仕作業	1～3	
			7	災害時の危険物の取扱い	高等学校	理科(化学基礎、化学)
情報、商業	危険物取扱いに関する資格取得情報の提供	1				
農業、水産(総合実習、課題研究)	危険物取扱者の資格習得	1～3				

1 学校安全関係法規等

- 学校保健安全法（抄）
- 学校保健安全法施行規則（抄）
- 小学校学習指導要領総則（抄）
- 中学校学習指導要領総則（抄）
- 高等学校学習指導要領総則（抄）

【学校保健安全法（抄）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、こ

れを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章 安全点検等

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章 雑則

（専修学校）

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

【小学校学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

【中学校学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

2 静岡県授業づくり指針 (抜粋)

- ・生活安全
- ・交通安全
- ・災害安全

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容	
小学校	体づくり運動	1・2	場の安全に気を付けることができるようにする。	危険物が無いか、友達とぶつからない十分な間隔があるかなどの場の安全に気を付けること。	
		3・4	場や用具の安全に気を付けることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、用具の安全を確かめたりすること。	
		5・6	場や用具の安全に気を配ることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、用具の安全に気を配ったりすること。	
	器械・器具を使っ ての運動 遊び	1・2	場の安全に気を付けることができるようにする。	器械・器具の使い方や置き方などの場の安全に気を付けること。	
		3・4	場や器械・器具の安全に気を付けることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、器械・器具の安全を確かめたりするとともに、試技の開始前の安全を確かめること。	
		5・6	場や器械・器具の安全に気を配ることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、器械・器具の安全に気を配ったりすること。	
	走・跳の 運動遊び	1・2	場の安全に気を付けることができるようにする。	危険物が無いか、友達とぶつからない十分な間隔があるかなどの場の安全に気を付けること。	
		3・4	場や用具の安全に気を付けることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、用具の安全を確かめたりすること。	
		5・6	場や用具の安全に気を配ることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり場を整備したりするとともに、用具の安全に気を配ること。	
	水遊び	1・2	水遊びの心得を守って安全に気を付けることができるようにする。	プールサイドは走らないなどの水遊びの心得を守ること。	
		3・4	浮く・泳ぐ運動の心得を守って安全に気を付けることができるようにする。	ペアがお互いを確認しながら活動するなどの浮く・泳ぐ運動の心得を守ること。	
		5・6	水泳の心得を守って安全に気を配ることができるようにする。	身体の調子を確かめてから泳ぐなど水泳の心得を守ること。	
	浮く・泳ぐ運動	<p>〔指導上の配慮事項〕 適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」「浮く・泳ぐ遊び」「水泳」を扱わないことができるが、事故防止等の観点からこれらの心得については必ず指導する。【小学校解説 P89】</p>			
	水泳	<p>〔安全面〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プール施設等の安全確認を行う。 ○ 排（環）水口の蓋と配水管の取り付け口への二重の安全対策を行う。 ○ 児童の健康状態を把握する。 ○ バディ（二人組ペア） ○ 準備運動や整理運動を実施する。 ○ 状況によって、見学者にも安全の確保や練習の協力者として参加させる配慮をする。 <p>〔救命救急の手順〕 救命処置の流れについて、処置と観察、具体的な行動や判断基準を示した。 【P109】</p>			

体育

生活安全

授業づくり指針

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
小学校	ゲーム	1・2	場の安全に気を付けることができるようにする。	危険物が無いか、ゲームをする場が十分にあるかなどの場の安全に気を付けること。
		3・4	場や用具の安全に気を付けることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり、用具の安全を確かめたりすること。
	5・6	場や用具の安全に気を配ることができるようにする。	場の危険物を取り除いたり場を整備したりするとともに、用具の安全に気を配ること。	
	表現リズム遊び	1・2	場の安全に気を付けることができるようにする。	友達とぶつからないよう場の安全に気を付けること。
		3・4	場の安全に気を付けることができるようにする。	活動の場の安全を確かめること。
	表現運動	5・6	場の安全に気を配ることができるようにする。	活動の場の安全に気を配ること。

保健体育

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
中学校	体づくり運動	1・2	健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体の状態のみならず、心の状態も確かめながら体調の変化などに気を配ること。 ・用具や場所などの自己や仲間の安全に留意して運動を行うこと。 ・自己の体力の程度に応じた行い方や強度を選んで運動すること。
		3	体力の違いに配慮しようとする事、自己の責任を果たそうとする事などや、健康・安全を確保することができるようにする。	健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。
	器械運動	1・2	健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・器械・器具や練習場所などの自己や仲間の安全に留意して練習や演技を行うこと。 ・技の難易度や技能・体力の程度に応じた技を選んで挑戦することが大切であること。
		3	健康・安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・器械・器具を目的に応じて使用すること。 ・練習場所の安全を確認しながら練習や演技を行うこと。 ・自己の体調、技能・体力の程度に応じた技を選んで段階的に挑戦すること。 これらを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容	
中学校	陸上運動	1・2	健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・ハードル、走り高跳びの安全マットなどの用具や走路や砂場などの練習場所に関する安全に留意して練習や競争を行うこと。 ・体力に見合った運動量で練習すること。 	
		3	健康・安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・器具・用具等を目的に応じて使用すること。 ・練習場所の安全を確認しながら練習や競争を行うこと。 ・健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。 	
	水泳	1・2	水泳の事故防止に関する心得など、健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどの健康・安全を心得ること。 ・気温の低い時期は休息を入れながら活動するなど体調の変化などに気を配ること、用具の取り扱いなどの安全に留意すること、自己の技能・体力の程度に見合った運動量で練習すること。 	
		3	水泳の事故防止に関する心得など、健康・安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の技能・体力の程度に応じて泳ぐ、長い潜水は意識障害の危険があるので行わない、溺れている人を見つけたときの対処としての救助法を身に付けているなどといった健康・安全を心得ること。 ・気温の低い時期は休息を入れながら活動する、自己の体調や技能・体力の程度に応じて段階的に練習するなどを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。 	
	<p>〔指導上の配慮事項〕 適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。【中学校解説 P142】 〔事故防止の心得〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水泳指導については、保健分野の「応急手当」との関連を図る。 ○ 着衣のまま水に落ちた場合の対処については、安全への理解を一層深めるため、学校の実態に応じて取り扱うことができる。 ○ 泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げる。 ○ スタートは安全の確保を重視し、水中からのスタートを取り上げる。 ○ ターンは壁を蹴って素早く折り返すことに重点を置くとともに、生徒の実態に応じて、各泳法のターン技術を段階的に学習することができるようにする。クイックターンを取り扱う場合は水深に十分注意する。 				

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
中学校	水泳	<p>[安全面]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プール施設等の安全確認を行う。 ○ 排（環）水口の蓋と配水管の取り付け口への二重の安全対策を行う。 ○ 児童の健康状態を把握する。 ○ バディ（二人組ペア） ○ 準備運動や整理運動を実施する。 ○ 状況によって、見学者にも安全の確保や練習の協力者として参加させる配慮をする。 <p>[救命救急の手順]</p> <p>救命処置の流れについて、処置と観察、具体的な行動や判断基準を示した。 【P109】</p>		
		1・2	健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・ボールやラケット、バットなどの用具の扱い方やゴールやネットの設置状態、練習場所などの自己や仲間の安全に留意すること。 ・技の難易度や自己の技能・体力の程度にあった運動をすることが大切であること。
	球技	3	健康・安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間や相手チームの技能の程度や体力に応じて力を加減すること。 ・ゴール、ネット、ボールなどの用具を目的に応じて使用すること。 ・練習場所の安全を確認しながら練習やゲームを行うこと。 ・気温の変化に応じて準備運動などを十分に行うこと、自己の体調や技能・体力の程度に応じて練習すること。 <p>これらを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。</p>
	ダンス	1・2	健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・用具や練習場所などの自己や仲間の安全に留意することが大切であること。
		3	健康・安全を確保することができるようにする。	踊りの用具を目的に応じて使用したり、気温が高いときは適度な水分補給や休息を取るなど必要に応じて安全対策を講じたりすることなどを通して、健康を維持したり、自己や仲間の安全を保持したりすること。

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
中学校	武道 (柔道)	1・2	禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること、危険な動作や禁じ技（蟹(かに)鉋(ばさみ), 河津(かわづ)掛(がけ), 足緘(あしがらみ), 胴絞(どうじめ))を用いないこと。 ・用具や練習及び試合の場所等の自己や仲間の安全に留意すること。 ・技の難易度や自己の技能・体力の程度に応じて技に挑戦すること。
		3	健康・安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の技能の程度や体力に応じて力を加減すること。 ・けがや事故につながらないよう畳の状態などを整えること。 ・施設の広さなどの状況に応じて安全対策を講じること。 ・自己の体調、技能・体力の程度に応じた技術的な課題を選んで段階的に挑戦すること。 <p>これらを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。</p>
	武道 (剣道)	1・2	禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・危険な動作や禁じ技（突き）を用いないこと。 ・用具や練習及び試合の場所等の自己や仲間の安全に留意すること。 ・技の難易度や自己の技能・体力の程度に応じて技に挑戦すること。
		3	健康安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の技能の程度や体力に応じて力を加減すること。 ・けがや事故につながらないよう竹刀の状態などを整えること。 ・施設の広さなどの状況に応じて安全対策を講じること、自己の体調、技能・体力の程度に応じた技術的な課題を選んで段階的に挑戦すること。 <p>これらを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。</p>

保健体育

生活安全

授業づくり指針

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
中学校	武道 (相撲)	1・2	禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること。 ・危険な動作や禁じ技（反り技，河津（かわづ）掛（がけ），さば折り，極（き）め出し）を用いないこと。 ・用具や練習及び試合の場所等の自己や仲間の安全に留意すること。 ・技の難易度や自己の技能・体力の程度に応じて技に挑戦すること。
		3	健康安全を確保することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の技能の程度や体力に応じて力を加減すること。 ・けがや事故につながらないよう活動の場の状態などを整えること。 ・施設の広さなどの状況に応じて安全対策を講じること。 ・自己の体調，技能・体力の程度に応じた技術的な課題を選んで段階的に挑戦すること。 <p>これらを通して，健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすること。</p>

社会

校種	学年	学習内容
小学校	3・4	<p>目標 (1) 地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。【P52】</p> <p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止【P62～64】</p>
中学校	1～3	<p>○公民的分野</p> <p>(4) 私たちと国際社会の諸問題</p> <p>ア…その際，日本国憲法の平和主義について理解を深め，我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに，核兵器などの脅威に着目させ，戦争を防止し，世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。…【P182～184】</p>

生活安全

理科

授業づくり指針

校種	学年	学習内容
小学校	3・4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観察、実験、飼育及びものづくりの指導については、安全に十分配慮すること。 ○ 野外での活動を計画する学習では、事故の防止に十分留意すること。 第3学年 B(1)昆虫と植物【P24～26】 第3学年 B(2)身近な自然の観察【P27～28】 第4学年 B(2)季節と生物【P43～45】 第4学年 B(4)月と星【P49～51】
	5・6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観察、実験、飼育及びものづくりの指導については、安全に十分配慮すること。 ○ 野外での活動を計画する学習では、事故の防止に十分留意すること。 第5学年 B(1)植物の発芽、成長、結実【P60～63】 第6学年 B(3)生物と環境【P90～91】 第6学年 B(4)月と太陽【P95～96】
中学校	1～3	○ 観察、実験等の指導については、安全に十分配慮すること。
	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野外観察の指導においては、事故の防止に十分留意すること。 第1学年 B(1)植物の生活と種類【P136～142】 第1学年 B(2)地層の重なりと過去の様子【P146】
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野外観察の指導においては、事故の防止に十分留意すること。 第2学年 B(4)気象観測【P157】
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野外観察の指導においては、事故の防止に十分留意すること。 第3学年 B(6)地球と宇宙【P168～170】 第3学年 B(7)自然と人間【P157】
小中共通		○ 使用薬品の管理及び廃棄については、適切な措置をとるよう配慮する。 薬品管理の流れ【P186】

家庭

校種	学年	内容	学習内容
小学校	5・6	A	家庭生活と家族【P22～】 (2)家庭生活と仕事 (3)家族や近隣の人々とのかかわり [安全指導] ・こんろ、調理用具の使い方(「B 日常の食事と調理の基礎」と関連させる場合)【P25, 27】 ・針やはさみなどの裁縫用具の使い方(Cの(3)生活に役立つ物の製作と関連させる場合)【P25, 27】

家庭

生活安全

授業づくり指針

校種	学年	内容	学習内容
小学校	5・6	B	<p>日常の食事と調理の基礎【P36～】</p> <p>(3) 調理の基礎</p> <p>[指導事項]</p> <p>オ 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及びこんろの安全な取扱いができること。【P40】</p> <p>[評価規準の設定例]</p> <p>(関心・意欲・態度)</p> <p>オ 調理に必要な用具や食器及びこんろの安全と衛生に関心をもち、調理実習で実践しようとしている。【P40】</p> <p>(技能)</p> <p>オ 調理に必要な用具や食器及びこんろの安全で衛生的な取扱いができる。【P40】</p> <p>(知識・理解)</p> <p>オ 調理に必要な用具や食器及びこんろの安全で衛生的な取扱い方について理解している。【P40】</p> <p>[安全指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 服装を整え、用具の手入れや保管を適切に行う。 ・ 事故防止に留意して、熱源や用具、機械などを取り扱う。 ・ 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、衛生と安全に留意する。【P41】
		C	<p>快適な衣服と住まい【P48～】</p> <p>(1) 衣服の着用と手入れ</p> <p>[安全指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボタン付けをする場合は、針や糸切りばさみなどの安全な使い方について指導する。(特に糸を引くときに、針先を周りの人に向けないようにする。) ・ 洗濯機を使う場合は、ぬれた手でプラグに触らない、完全に止まってから、洗濯物を取り出すことなどに気を付ける。(電気洗濯機は脱水に使用したり、手洗いと比較したりする程度に扱う。)【P49】 <p>(2) 快適な住まい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房機の安全な扱い方【P50】 <p>(3) 生活に役立つ物の製作</p> <p>[指導事項]</p> <p>ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いができること。【P52】</p> <p>[評価規準の設定例]</p> <p>(技能)</p> <p>ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いができる。【P52】</p> <p>(知識・理解)</p> <p>ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いについて理解している。</p> <p>慎重な針の扱い、はさみの安全な使い方や手渡し方、火傷や電源に留意した機器の扱い、ミシンの移動や出し入れ【P52】</p> <p>[安全指導]</p> <p>慎重な針の扱い、はさみの安全な使い方や手渡し方、火傷や電源に留意した機器の扱い、ミシンの移動や出し入れ【P53】</p>
		その他	<p>第4章 家庭科における安全指導について【P90～99】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全指導・安全管理上の留意点 2 事故防止 3 緊急事態発生時の対処及び救急体制の一例 4 安全指導

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	A	<p>材料と加工に関する技術 (2) ねらい：材料の特徴と利用方法及び材料に適した加工法を知り，工具や機器を安全に使用できるようにするとともに，社会や環境とのかかわりから，材料と加工に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成すること。 イ 材料に適した加工法を知り，工具や機器を安全に使用できること。 ねらい：社会で利用されている主な材料に適した加工法について知り，加工のための工具や機器を安全に使用できるようにする。 安全：工具や機器の手入れや調整の必要性を知り，安全に使用できるよう指導する。 例示：使用する工具や機器については，刃物の形状を観察しやすい工具を取り上げ，切断や切削の仕組みに気付かせ，工具や機器に適した材料の固定方法や安全な操作方法を知ることができるようにするとともに，機械加工は手工具による加工と比べて加工精度が高く，作業能率は高いが，操作を誤ると非常に危険であることなど，安全な作業の進め方についても知ることができるようにすることが考えられる。【P17】</p> <p>配慮事項：加工機器を用いて切断，切削，穴あけなどの加工をさせる場合には，加工材料の固定の方法，始動時及び運転中の注意事項などを知ることができるようにするとともに，ジグなどを使用して，安全な使い方ができるよう指導する。【P26】</p> <p>配慮事項：刃物などの工具や機器についてはA(2)との関連を図り，使用前の点検・調整や使用後の手入れが大切であり，使い方を誤った場合には身体を傷つける恐れがあることから，安全な加工法の指導に加えて，不用意に持ち歩かないことなど，刃物の正しい取扱い方ができるよう十分に配慮する。 内容の取扱い 倫理観：使用者の安全に配慮して設計・製作させたりする。【P27】</p>
		B	<p>エネルギー変換に関する技術 (1) エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について，次の事項を指導する。 ねらい：エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みについて知り，機器の保守点検と事故防止ができるようにするとともに，社会や環境とのかかわりから，エネルギー変換に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成することをねらいとしている。 (1)イ 機器の基本的な仕組みを知り，保守点検と事故防止ができること。 ねらい：機器がその目的を達成するために，どのような構造や電気回路で作られ，各部がどのように働いているかについて知り，点検すべき箇所を見付けることができるようにする。また，定期点検の必要性などについて理解させ，保守点検と事故の防止ができるようにする。 指導の重点・内容の取扱い：電気機器については，製品の定格表示や安全に関する表示の意味及び許容電流の遵守等適切な使用方法について知ることができるようにするとともに，屋内配線についても取り上げ，漏電，感電，過熱及び短絡による事故を防止できるよう指導する。 配慮事項：機器の性能を維持するために，またエネルギーを有効利用するために，安全で正しい使用方法を守ることや，保守点検が必要であることを実験や観察から気付かせるなど，科学的な根拠に基づいた指導となるよう配慮する。【P30】 (次ページに続く)</p>

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	B	<p>例示：屋内配線については、電流制限器や漏電遮断器などの働きについて調べることを通して、電気機器を安全に利用する仕組みについて知ることができるようにすることが考えられる。</p> <p>例示：電気機器による事故の事例や、それらを防止するための装置について調べることを通して、漏電による機器の損傷や感電等の事故を防止し、機器の性能を最良な状態で継続的に発揮させるための手入れや点検の必要性について知ることができるようにすることも考えられる。</p> <p>配慮事項：電気機器の保守点検は、回路計等による簡単な点検と電源コードやヒューズなどの交換可能な部品の取り替え等に限定し、感電事故や火災などの防止に十分配慮する。【P30】</p> <p>(2)イ 製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができること</p> <p>ねらい：組立てや調整に必要な工具や機器の適切な使用方法を知り、安全を踏まえた製作品の組立て・調整や、電気回路の配線・点検ができるようにする。</p> <p>配慮事項：製作品の製作及び使用に当たっては、火傷や感電事故、火災などの防止に十分に注意させるとともに、定期的な点検を行わせるよう配慮する。【P36】</p> <p>内容の取扱い</p> <p>配慮事項：省エネルギーや使用者の安全に配慮した製作品を設計・製作させるなど、エネルギー変換に関する技術にかかわる倫理観が育成されるよう配慮する。【P37】</p>
		C	<p>生物育成に関する技術</p> <p>(1)イ 生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。</p> <p>例示：作業の効率、安全性と価格の視点から、どのような作物を生産したり、加工品を利用したりすべきか検討させたり、生物育成に関する技術を用いた燃料の生産が、社会や環境に与える影響について検討させたりすることも考えられる。【P40】</p> <p>(2)ア 目的とする生物の育成計画を立て、生物の栽培又は飼育ができること。</p> <p>配慮事項：実習を行う際に薬品を使用する場合には、安全使用基準や使用上の注意を遵守させる。【P42】</p> <p>内容の取扱い</p> <p>配慮事項：環境に対する負荷の軽減や安全に配慮した栽培又は飼育方法を検討させるなど、生物育成に関する技術にかかわる倫理観が育成されるよう配慮する。【P43】</p>

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	D	<p>情報に関する技術</p> <p>(1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。 ねらい: コンピュータにおける基本的な情報処理の仕組みと、情報通信ネットワークにおける安全な情報利用の仕組みについて知ることができるようにするとともに、社会や環境とのかかわりから、情報に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成すること。</p> <p>イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。 ねらい: インターネットなどの情報通信ネットワークの構成と、安全に情報を利用するための基本的な仕組みについて知ることができるようにする。 例示: 安全に情報を利用するための基本的な仕組みについては、ID・パスワードなどの個人認証とともに、フィルタリング、ウイルスチェック、情報の暗号化などについて知ることができるようにすることが考えられる。【P46】</p> <p>ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。</p> <p>内容の取扱いに関する事項: 情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等、情報に関する技術の利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育成する。【P48】</p> <p>エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。 例示: 運輸や製造の場面におけるコンピュータ制御について、人間の労働環境や安全性、経済性の視点から、その利用方法を検討させることなどが考えられる。【P50】</p>
		その他	<p>安全に関する手引</p> <p>(1) 「安全に関する手引」作成にあたって【P66】</p> <p>(2) 技術・家庭科(技術分野)における安全教育 (3) 安全管理 ア 施設・設備の管理【P67】</p> <p>イ 事故発生時の対応【P69】</p> <p>(4) 安全指導【P70】</p> <p>(5) 安全活動するための服装 (6) 安全教育のための措置【P71】</p> <p>(7) 「材料と加工に関する技術」及び「エネルギー変換に関する技術」における安全【P72～86】</p> <p>(8) 「生物育成に関する技術」における安全 (9) 「情報に関する技術」における安全【P87～88】</p> <p>参考資料</p> <p>(2) 小学校や中学校の他教科とのつながり(図画工作・美術)【P90】</p> <p>(6) 授業づくり規準(学習環境づくり)【P98】</p>

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	A	<p>家族・家庭と子どもの成長【P28～】 (3) 幼児の生活と家族 [安全指導] ・遊び道具の製作時の安全指導【P33】 ・幼稚園、保育所訪問時の交通安全指導【P33】 ・幼児への接し方【P33】</p>
		B	<p>食生活と自立【P42～】 (3) 日常食の調理と地域の食文化 [指導事項] ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。【P46】 [安全指導] ・安全と衛生に配慮した食品や調理用具の適切な取扱いと管理 ・ふきんやまな板などの衛生的な取扱い ・包丁などの刃物の安全な取扱い【P47】 [評価規準の設定例] (関心・意欲・態度) ア 食品や調理用具等の安全と衛生に配慮し、調理実習で実践しようとしている。【P46】 (技能) ア 安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができる。【P46】 ・魚や肉などの生の食品 ・ふきん、まな板、包丁などの調理用具 ・調理用熱源 (知識・理解) ア 食品や調理用具の安全と衛生に留意した取扱い方について理解している。【P46】</p>
		C	<p>衣生活・住生活の自立【P54～】 (1) 衣服の選択と手入れ [安全指導]【P55】 ・アイロンかけを実践する場合は、高温であることを知らせ、取扱いに十分注意する。 ・手縫い、ミシン縫いなどを行うときは、それぞれの用具の正しい使い方について触れる。 (2) 住居の機能と住まい方 [指導事項] イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。【P56】 [評価規準の設定例] (関心・意欲・態度) イ 安全で快適な室内環境に関心をもち、整え方や住まい方の課題に取り組もうとしている。【P56】 (知識・理解) イ 安全で快適な室内環境の整え方と住まい方に関する具体的な方法について理解している。(・家庭内事故の防止や自然災害への備え ・室内の空気調節 ・音と生活との関わり)【P56】</p>

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	C	<p>[発展的な学習]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの防犯対策について考える。 ・住まいの火災防止の対策について考える。【P58】 <p>[安全指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー体験やチャイルド体験などをするときには、けがをしないよう事前の指導を十分行う。【P57】 <p>(3) 衣生活・住生活などの生活の工夫</p> <p>[評価規準の設定例]</p> <p>(技能)</p> <p>ア 安全で能率よく、布を用いた物の製作をすることができる。(・目的に応じた縫い方・用具の安全な取扱い) 【P58】</p> <p>[安全指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミシンや縫い針、裁ちばさみ、アイロンなど製作に使用する用具について使用上の注意を十分行う。【P59】
		その他	<p>第4章 家庭科における安全指導について 【P90～99】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全指導・安全管理上の留意点 2 事故防止 3 緊急事態発生時の対処及び救急体制の一例 4 安全指導

交通安全

体育/保健体育

授業づくり指針

校種	保健領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
小学校	けがの防止	5	けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。	ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 <ul style="list-style-type: none"> ・けがの発生 ・人の行動と環境がかかわること ・周囲の危険に気付いて、的確な判断の下に行動すること、環境を整えること。
中学校	傷害の防止	2	傷害の防止について理解を深めることができるようにする。	ア 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 <ul style="list-style-type: none"> ・人的要因や環境要因などのかかりによる傷害の発生 イ 交通事故などによる傷害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な行動、環境の改善による傷害の防止 エ 応急手当 <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当てによる傷害の悪化防止 ・心肺蘇生等

社会

校種	学年	学習内容
小学校	3・4	目標 (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。【P52】 (4) 地域社会における災害及び事故の防止【P62～64】

技術・家庭 (家庭分野)

校種	学年	内容	学習内容
中学校	1～3	A	家族・家庭と子どもの成長【P28～】 (3) 幼児の生活と家族 [安全指導] <ul style="list-style-type: none"> ・地域に出かけるときの交通安全【P31】 ・幼児との触れ合い学習を計画するときの留意点【P34】

災害安全

保健体育

授業づくり指針

校種	体育領域	学年	ねらい	身に付けさせたい内容
中学校	傷害の防止	2	傷害の防止について理解を深めることができるようにする。	ア 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・人的要因や環境要因などのかかわりによる傷害の発生 ウ 自然災害による傷害の防止 ・自然災害発生による傷害と二次災害による傷害 ・自然災害への備えと傷害の防止

社会

校種	学年	学習内容
小学校	3・4	目標 (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。【P52】 (4) 地域社会における災害及び事故の防止【P62～64】
	5	目標 (1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。【P72】 (1)エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止【P78】 (4)イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり【P86】
	6	○ (2)ア 地方公共団体や国の政治の働き 災害復旧の取組【P100～101】
中学校	1～3	地理的分野 (2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (ア) 自然環境【P122～123】 ウ 日本の諸地域 (ア) 自然環境を中核とした考察【P128】 エ 身近な地域の調査【P135～137】

理科

校種	学年	学習内容
小学校	3・4	○ 気象観測から、天気の変化の様子や自然界の水の変化についての考えを持つ。 第4学年 B(3) 天気の様子【P46～48】
	5・6	○ 地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつ。 第5学年 B(3) 流水の働き【P67～69】 ○ 気象観測から、天気の変化の仕方についての考えをもつ。 第5学年 B(4) 天気の変化【P70～72】 ○ 土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地の変化についての考えをもつ。 第6学年 B(4) 土地のつくりと変化【P92～94】

理科**災害安全****授業づくり指針**

校種	学年	学習内容
中学校	1	○ 大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化の認識を深める。 第1学年 B(2) 大地の成り立ちと変化【P143～146】
	3	○ エネルギー資源の利用や科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用について科学的に考察し判断する態度を養う。 第3学年 A(7) 科学技術と人間【P130～133】 ○ 自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。 第3学年 B(7) 自然と人間【P173～178】
小中共通		○ 放射線教育に関連する内容 【P132～133を参照】

3 学校安全計画(例)

- ・ 小学校
- ・ 中学校
- ・ 高等学校

学校安全計画例(小学校)

◎…1単位時間程度の指読 ●…短時間指読

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点	通学路を歩く様子	安全に休み時間を通る	通学路の安全な生活	通学路の安全な生活	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降りに着よう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	通学路を歩こう	安全な生活ができてきよう
	規則・尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重	命の尊重
生活	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
学	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
習	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
家庭	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
体	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
育	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
総合的な学習の時間	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
学級活動	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
安全指導	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
児童会活動等	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
主な学校行事等	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
対人管理	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
対物管理	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
学校安全に関する組織活動	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
研 修	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全
	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全	交通安全

学校安全計画例(高等学校)

◎…1単位時間程度の指導致 ●…短い時間の指導致

項目	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
保健体育	安全な通学 ・体育施設・用具の安全 点検 ・(保)交通安全 点検	学校生活での安全 ・(保)交通安全 点検	梅雨期の健康・安全 ・雨季の体育部・クラブ 活動(雨前防止) ・(保)応急手当	野外活動での安全 ・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 点検 ・体育施設・用具の安全 点検	学校行事における安全 ・体育施設・用具の安全 点検	交通安全の理解 ・(保)交通安全の健康 点検 ・体育大会の健康 点検 ・体育大会の事故防止 点検	事故・災害の防止 ・交際マラソンの意義 点検 ・体育大会の安全 点検 ・体育施設・用具の安全 点検	安全な通学 ・体育施設・用具の安全 点検	事故原因と対策 ・(保)職業と健康 点検	安全な生活 ・安全に対する評価 点検 ・体育施設・用具の安全 点検		
	安全	・(現)青年期の課題 ・(地)世界の地形・気候 ・(現)現代社会の特質	・(物)暑熱力・運動量・ 代謝的変化及び危険防 止の注意 ・(現)暑熱対策	・(物)暑熱力・運動量・ 代謝的変化及び危険防 止の注意 ・(現)暑熱対策	・(化)物質と人間生活 (身近にある化学物質 の性質の正しい理解)	・(保)交通安全の健康 点検 ・(現)地球環境問題 ・(生)ガス中毒、一酸化 炭素中毒の仕組みと防 止の注意	・(現)暑熱対策 ・(生)ガス中毒、一酸化 炭素中毒の仕組みと防 止の注意	・(現)暑熱対策 ・(生)ガス中毒、一酸化 炭素中毒の仕組みと防 止の注意	・(現)暑熱対策 ・(生)ガス中毒、一酸化 炭素中毒の仕組みと防 止の注意	・(化)酸化水素類の取 扱以上の注意		
学習	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
総合的な 学習の時間	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
1 年 ホ ー ム ル ー ム 活 動	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
2 年 ホ ー ム ル ー ム 活 動	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
3 年 ホ ー ム ル ー ム 活 動	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
主 な 学 校 行 事	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
個別指導	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
部活動	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
生徒会活動	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
村 人 管 理	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
対 物 管 理	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	
学 校 安 全 に 関 する 研 究 会 議 (研 修 会 議)	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	・(現)暑熱対策 ・(現)暑熱対策	

〔参考文献〕

- | | | |
|-----------------------|------------------|-------------|
| ○ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 | 文部科学省 | 平成 22 年 3 月 |
| ○ 小学校学習指導要領 | 文部科学省 | 平成 20 年 3 月 |
| ○ 中学校学習指導要領 | 文部科学省 | 平成 20 年 3 月 |
| ○ 高等学校学習指導要領 | 文部科学省 | 平成 21 年 3 月 |
| ○ 小学生のための放射線副読本 | 文部科学省 | 平成 23 年10月 |
| ○ 中学生のための放射線副読本 | 文部科学省 | 平成 23 年10月 |
| ○ 高校生のための放射線副読本 | 文部科学省 | 平成 23 年10月 |
| ○ 健康教育行政担当者連絡協議会資料 | 文部科学省
安全教育調査官 | 平成 23 年 5 月 |
| ○ 静岡県の授業づくり指針 | 静岡県教育委員会 | 平成 24 年 3 月 |
| ○ 高校生のための防災ノート | 静岡県教育委員会 | 平成 24 年 3 月 |

教職員用 学校安全指導資料

命を守る力を育てる ～学校教育活動全体で進める安全教育～

発行 平成 25 年 3 月
発行者 静岡県教育委員会
編集 学校教育課
静岡県総合教育センター授業づくり支援課
問合せ先 学校教育課健康・安全班
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
TEL 054-221-3173
FAX 054-221-3558
E-mail kyoui_gakukyo@pref.shizuoka.lg.jp